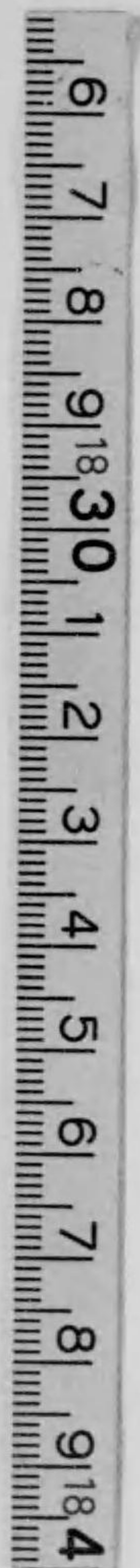


255
1911



始



4W 22

285-19

系統的教育科教科書

新撰

近世教育史

小佐藤川正行
藤熊治郎
原助市 共著

修訂版

東京寶文館藏版

大正
8.1.13
内交

修訂版緒言

一、本書は、師範學校に於ける教育科の系統的教科書として編纂したるものにして、明治四十三年初版發行以來、幸に全國各府縣に於て、師範學校用又は教員檢定試験用として採用せられ、既に數版を重ねたり。其の間、學說の進歩に伴ひ、各一部の訂正を行ひ來りたりと雖も尙十分ならざるを以て、今回特に全部に互る修訂を施し、最近の研究と思潮とは、悉く之を漏らさざらんことを努めたり。

一、本書の編纂に當り、著者は他の教育分科の各教科書相互の連絡に注意し、相補益して生徒の理會を容易ならしめ、又、なるべく材料を精選して、重要なものは稍、之を詳述して、他は之を略敘し、或は其の名目のみを掲げ、或は已むを得ず、全く之を省略する等實際教授上の便宜を考慮したり。故に實際の教授に當りては、適當に之を活

用せられんことを望む。

- 一、本書は近世教育の發達變遷を敘述するを以て、其の主なる目的となせるを以て、古代の教育に關するものは、之を簡約にし、其の特に近世の教育に對して大なる影響を及ぼせるものみに止めたり。
- 一、歐米の教育にありては、特に教育思想の發達に注意し、之を中心として敘述を進め、教育制度に至りては比較的之を簡敘せり。蓋し歐米の教育にして、我が國の教育と密接の關係を有するものは、主として其の學說の方面に存すればなり。
- 一、全篇を通じ、なるべく各時代の趨勢を概説したる後、分解的敘述に入り、又は分解的に敘述したる後、之を約説し、各時代の特色を明らかにらしむるに於て、多少の工夫を加へたり。
- 一、敘述の順序方法に至りては、概ね舊著改訂版近世教育史に等しけれども、之を舊著に比すれば、一層教育思想の系統的發達を重視せ

るが爲に、幾多の章節を附加し、且出所の確實なる幾多の挿畫を加へ、生徒の興味を喚起するに力めたり。

一、本書載する所の外國の地名及び人名の稱へ方及び書き方は一に文部省外國地名及び人名の稱へ方及び書き方取調委員の復命書に準據せり。

一、本書載する所の紀元年代につきては、本邦及び支那にありては皇紀を用ひ、歐米にありては西紀に據ることゝなせり。

大正七年九月

著者識

新撰近世教育史目次

縮論

第一章 教育史の任務……………一

第二章 近世教育史の組織……………四

本論

第一篇 本邦維新以前の教育

第一章 古代の教育……………七

第一節 古代の教育と其の根本精神……………七

第二節 儒教の傳來……………一一

第三節 佛教の傳來……………一七

第四節 儒佛兩教の影響と教育……………一九

第二章 奈良朝・平安朝時代の教育……………二三

第一節 大寶令の學制と私學……………三三

第二節 奈良朝平安朝時代教育の概況……………二四

第三章 鎌倉室町時代の教育……………二七

第一節 武士道の興起……………二七

第二節 寺院の教育と當時の學校……………三〇

第四章 徳川時代の教育……………三三

第一節 徳川時代教育の概説……………三三

第二節 支那宋明思想の影響……………三七

第三節 徳川時代の教育家……………四三

一 貝原益軒……………四三

二 武士道の教育家……………五〇

三 教育家としての儒者……………五五

第四節 武士道の發達……………五九

第五節 神道の振興……………六〇

第六節 洋學の發達……………六四

第七節 幕府の學校……………六六

一 昌平黌……………六六

二 和學講談所……………六九

三 開成所……………七〇

第八節 藩學・鄉學及び漢學塾……………七一

第九節 寺子屋の發達……………七三

第十節 心學と社會教育……………七八

第十一節 女子の教育……………八一

第十二節 徳川時代に於ける教育法約説……………八二

第二篇 歐米の教育……………八二

第一章 希臘の教育……………八七

第一節 希臘教育の特質……………八七

一 スパルタ……………八八

二 アテネ……………九〇

第二節 希臘の教育家……………九二

一 ソクラテス……………九二

二 プラトロン……………九四

三 アリストテレス……………九七

第二章 羅馬の教育……………九九

第三章 基督教と教育……………一〇三

第四章 中世の教育……………一〇五

第一節 中世教育の特質……………一〇五

第二節 第一期の教育……………一〇七

第三節 第二期の教育……………一一〇

第五章 第十五・第十六世紀の教育……………一二二

第一節 文藝復興と人文主義……………一二二

第二節 宗教改革と新教の教育……………一二六

第六章 第十七世紀の教育……………一二〇

第一節 第十六世紀以後に於ける教育の發達……………一二〇

第二節 第十七世紀の教育家……………一二三

一 新教育の首唱者……………一二三

二 コメニウス……………一二六

三 ロック……………一三三

第三節 舊教徒の教育……………一三八

一 エスイタ派……………一三八

二 ヤンセン派……………四一

第四節 新教徒の教育—敬虔派……………一四三

第五節 女子の教育—フェ・ロン……………一四六

第六節 初等教育の發達……………一四七

第七章 第十八世紀の教育……………一五〇

第一節 啓蒙思潮と第十八世紀の教育……………一五〇

第二節 フレデリキ大王と普通教育……………一五三

第三節 第十八世紀の教育家……………一五五

一 ルソー……………一五五

二 汎愛派—バセドゥ……………一六六

三 カント……………一七一

第四節 新人文主義の教育……………一七五

第八章 第十九世紀の教育……………一七七

第一節 第十九世紀に於ける主要なる傾向……………一七七

第二節 第十九世紀の教育家……………一八〇

一 ベスタロチ……………一八〇

二 フイヒテ……………一九六

三 フレトベル……………二〇一

四 ヘルバルト……………二〇八

五 スベンサー……………二一九

第三節 英國公衆學校とアノノルド……………二三四

第四節 社會的教育學の發達……………二二九

第五節 第十九世紀教育の約説……………二三一

第九章 教育最近の發達……………二三五

第十章 歐米の學制……………二四〇

第一節 獨逸……………二四〇

第二節 佛蘭西……………二四四

第三節 英吉利……………二五〇

第四節 米國……………二五四

第三篇 本邦維新以後の教育……………二五九

第一章 明治初年の教育……………二五九

第二章 學制時代の教育……………二六一

第三章 教育令時代の教育……………二六八

第四章 學校令時代の教育

一七二

第一節 學校令の發布

二七二

第二節 教育勅語の下賜

二七七

第五章 明治の教育家—福澤諭吉

二七九

第六章 教育の勃興

二八二

第七章 我國教育の特色と維新以後の教育

二八九

附録

一 教育史年表

二 教育史附圖

新撰近世教育史目次終

新撰近世教育史

緒論

第一章 教育史の任務

教育史は教育の理論及び實際の變遷を敘述するを以て其の任務となす。現時の教育は凡て過去數千年間に於ける教育の理論と實際とが相繼ぎ相承け、次第に改良發達して成れるものなり。されば苟も現時の教育に關して充分なる理會を得んとするものは、必ずや先づ其の起原に遡りて、歴史的に發達變遷の跡をたどり、以て其の由來する所を究め



教育史の任務

教育史の攻究
範圍

ざる可からず。是れ實に教育史の任務とする所にして、其の
攻究範圍大要左の如し。

一、**教育實際の變遷** 教育は一の社會的現象にして、社會
に於ける自餘の諸現象と頗る密接なる關係を有す。されば
教育の實際は、常に之を當時の歴史、文化の程度と合せ考へ、
時代の背景に照らして解釋せんことを要す。而して實際上
の變遷は又之を(一)教育制度(二)實際の教育法の二項に分か
つことを得べし。

二、**教育理論の變遷** 然れども教育の實際は又其の時代
に行はれたる教育の理論を離れて、之を考ふることを得ず。
而して一時代に於ける教育の理論は、縦に其の前時代の學
說に關聯し、横に其の時代の思想界全般に影響せらるゝも
のなれば、教育史は能く是等の有機的關係に注意し、系統的

教育史研究の
必要

に之を説明せざるべからず。

三、**教育家の活動** 先づ人あり而して後に事業あり。教育
史は又古來幾多の大教育家が一身を犠牲として教育の改
良發達に盡くせし跡を敘し、教育事業の眞の根柢は一に教
育者其の人存するものなることを明らかにするを以て
其の一半の任務となす。

教育史は斯く教育發達の跡を敘述し、其の由來を明らか
にするものなれば、教育者は之を學習することによりて(一)
單に現時の**教育の由來を知悉するのみならず**、(二)又教育變
遷の理法に通じ、諸種の學說につきて、其の適否を識別する
の批評眼を養ひ得るを以て、教育の實際に當り、能く前車の
覆轍を避け、又妄りに新しき意見に迷はざるを得べく(三)更
に進んでは、已往に鑒みて將來を圖り**教育改善の方法を立**

つるを得るに至るべし。教育史研究の必要、主として此に存す。

次ぎに教育史は、古來の偉大なる教育家の事蹟を敘し、其の活動の状態を述ぶるを以て、是等大教育家の鞏固なる信念、高潔なる心情、不撓不屈の大精神等は自然に教育者を感化し、人格修養の資となること甚だ大なり。而して教育者は是等の偉大なる事業が永く歴史を貫ぬき、永遠に人類の爲に貢献する所あるを見るときは、茲に教育事業の威嚴を感じ、おのづから教育に對する希望を加へ、強き信念を得るに至らん。教育史の研究は單に修養の上より見るも、決して忽諸に附すべからざるなり。

第二章 近世教育史の組織

近世教育史の組織

廣く内外に互り、遠く古今に通じ、詳細に教育の變遷を述ぶるは、本書の能くする所にあらざるを以て、本書は我が國の教育者に對して特に密接の關係を有する本邦現時の教育の由來を明らかにするを以て、其の眼目となせり。故に之が敘述に關しては、縦に現時の教育に最も直接の連絡を有する近世を重んじ、横に我が國現時の教育に對して著しき影響を與へたる諸外國の教育に注意せんとす。是れ本書を近世教育史と名づけたる所以なり。

近世に重きを置く教育史は、之を(一)維新以前の教育、及び(二)維新以後の教育に分ち、維新以前の教育を略敘し、維新以後の教育を精細に述ぶるを以て適當なりとす。而して我が國維新以後の教育は、本邦固有の精神を以て儒教、佛教及び歐米の思想を同化したる渾然たる體系なれば、之が由來

を明らかにせんが爲には、先づ本邦固有の思想に、儒教及び佛教の影響を加へたる維新以前の教育を述べ、次ぎに維新以後我が國に輸入せられたる歐米の教育思想を究め、最後には等諸源流の如何に相融合して、以て維新以後の教育をなせるかを見ざるべからず。即ち本書は之を分かちて第一篇本邦維新以前の教育、第二篇歐米の教育、第三篇本邦維新以後の教育となす。歐米の教育は一の傍系たるに過ぎざれども、本邦現時の教育と、特に深き交渉を有するを以て、別に篇を設け稍詳密に之を論述せり。

本論

第一篇 本邦維新以前の教育

第一章 古代の教育

第一節 古代の教育と其の根本精神

我が國古代は文字なく、従つて特別の施設をなせる學校あることなし。されど未だ斯かる一定の形式によらず、隱約の中に存して、以て本邦教育の基礎をなせる所の大精神は即ち是あり。されば、苟も教育の淵源を究めんとするものは、先づ古代に於ける是等の精神を明らかにせざるべからず。天照大神三種の神器を皇孫瓊杵尊に授け給ひ、之と共に

建國の大本

忠孝

に「葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。」此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉の二大詔を下し給ふ。此の三種の神器及び二大詔は、我が國民の宗教的、道德的、政治的各方面に至大の影響を與へ、相合して以て我が國固有の國體及び民族の特質を形成せり。而して是等の特質中特に注意すべきものを忠孝敬神及び武勇の三大精神となす。

我が國民道德の精髓は忠孝兩道にして、勅語にも之を以て國體の精華、教育の淵源と宣へり。上は仁愛を本として萬民を安んじ給ひ、下は忠義を旨として萬世一系の皇室を戴き、至誠以て國家に奉仕するは、是れ我が國の萬國に卓越する所以にして、我が國民は古來忠を以て至上の義務となし、最高の道德となせり。且我が國の社會組織は彼の西洋各國

今上陛下御即位に於て賜
りたる勅語に
も「義ハ則チ
君臣ニシテ情
ハ猶ホ父子ノ
コトク」と宣
へり。

敬神

の個人本位なると異なり、家族本位にして、古來一貫せる族制制度の上に發達し來り、皇室は其の大宗家にして、天皇は日本國民といふ一大家族の元首にましますば、國家統治の上より見たる君臣の關係は、やがて父子の關係を兼ねるものにして、忠といひ孝といふも、其の本義に於て敢へて異なることなく、兩道二にして即ち一なり。神武天皇が即位の翌年、先づ鳥見山に皇祖天神を祭りて大孝を申べ給ひ、天孫降臨このかたの御親衛たりし大伴氏の祖が、海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ」と詠じて其の一族を戒めし如きは、能く以上の精神を代表せるものなり。

敬神の立國の要義たるは、寶鏡の大詔によりても明らかなり。古代は祭政一致にして神に仕ふるを以て政治の主要

部となし、フトマニ太占、ミンギキカヒ祓禊、ミンギキカヒ盟、ミンギキカヒ祈禳等により、事々物々神教を請ひて之を決し、政令、刑賞概ね神慮に基づけり。特に族制を重んじ、祖先の靈を崇拜し、家々氏神を祭り、以て報本反始の誠を效すは、是れ我が國特有の美風にして、此の美風は忠孝二大道徳と表裏の關係を有す。

武勇

我が國の武を以て國を建てたるは、歴史上に明らかなる事實なり。加ふるに、上古は兵農一致にして、國民皆兵の制なれば、上下一般に武事を練習し、狩獵を好み、歌舞によりて以て勇壯の氣風を養ふに力めたり。而して敬神と尙武とは是れ亦決して相分かつ可からざるものにして、敬神は内部より、尙武は外部よりして國民の心意を鍛鍊せり。

以上の三者の外、名譽を重んじ、清潔を尙び、且快活にして現在を楽しむが如きは、亦何れも我が國民の特質にして、同

時に古代教育の精神なり。故を以て其の子弟は自然に是等の感化を蒙り、貴賤老幼口々に相傳へ、前言往行存して忘れず、相繼ぎ相承け、次第に根柢を固めて、以て儒教の傳來に及びべり。

第二節 儒教の傳來

儒教の傳來

應神天皇十六年(紀元九四五年)百濟より博士王仁を貢し、竝びに論語十卷、千字文一卷を進れり。これ、實に儒教傳來の濫觴にして、我が國文字ある此の時に生まれり。

孔子の傳記

儒教は孔子によりて大成せらる。孔子名は丘、字は仲尼、周の靈王二十一年(紀元一〇〇年)魯の昌平郷に生まる。父を叔梁紇、母を顔氏といふ。幼より禮に倣ひ、嬉戲常に俎豆を陳ね、禮容を設く。家もと貧賤なりしかば、或は委吏となり、或は乘田となり、皆能く其の職に適へり。後、周に行き禮を老子に問ひ、歸つ

て弟子を教ふ。三十五にして齊に適きしも、齊の景公用ふること能はず、去つて魯に反る。後、魯の定公、孔子を擧げて中都の幸となす、暮年ならずして四方之に則る。遂に司空を経て大司寇に進み、定公を相けて齊侯と夾谷に會せしが、齊侯大に恐れ、悉く其の侵せる所の地を還せり。年五十六にして相の事を攝し、少正卯を誅す。國政に與ること僅かに三月にして、魯國大に治まる。されど定公ながく孔子を用ふること能はず。是に於てか、列國を周遊して道を説きしも、到る所遇せられず、諸國に流寓すること十有三年、六



孔子

孔子の學說

仁

十八歳にして再び魯に歸る。是より全く望を仕官に絶ち、退いて禮を修め樂を正し、春秋を作り、以て王道を明らかにせり。晩年易を好み、韋篇三たび絶つといふ。其の學に篤き推して知るべし。弟子凡て三千人、身六藝に通ずるもの七十有二人あり。周敬王四十一年(紀元一八二年)七十三歳にて歿せり。魯の城北泗上に葬る。弟子皆心喪に服すること三年、魯人の冢に從ひて家するもの百有餘戸に及べりといふ。

孔子の學說は、之を論語に見るを得べく、其の説く所常に政治道德にあり。されど孔子は決して新說を唱道したるにあらず、子自ら「述而不作、信而好古」(述而第七)といひ、中庸にも亦「祖述堯舜、憲章文武」とある如く、古來早く支那に發達し來りたる教義を集大成せるものなり。

孔子の學は仁を以て其の一貫の道となし、之を諸徳の根

原となせるが如し。所謂仁とは慈愛・忠恕なり、「己所不欲勿施於人」なり。されど苟も人に仁ならんとするものは、先づ己を制せざる可からず、他を利せんとするものは、先づ利己の念を抑へざる可からず、是に於てか、克己の必要生ず。故に孔子は又仁を解して克己となせることあり、顔淵の仁を問へるに答へて「克己復禮」と曰ひしは即ち是なり。仁を以て天下を治むれば國必ず富み、民必ず榮ゆ。されば仁は之を自己に對して見るときは克己となり、他人に對すれば慈愛となり、其の結果より見れば德澤四海に及ぶものにして、包容する所頗る廣し。

子貢問曰有一言而可以終身行之者乎子曰其恕乎己所不欲勿施於人(憲公第十五)
 曾子曰夫子之道忠恕而已矣(里仁第四七)
 子曰如有王者必世而後仁(子路第十三)

夫仁者己欲立而立人己欲達而達人(雍第六)

顔淵問仁子曰克己復禮爲仁一日克己復禮天下歸仁焉爲仁由己而由人乎哉(顏淵第十二)

子曰志士仁人無求生以害仁有殺身以成仁(蘧公第五)

孔子は又幼より周の禮を學び、深く之を究めたれば、甚だ禮を尊べり。子が能以禮讓爲國乎何有。君子博學於文、約之以禮。といひ、物徂徠亦先王之道禮樂焉耳。といへるにても其の一斑を知るに足るべし。而して仁と禮とは互に相依り相助くべきものにして、道を内面より見て、精神の操守となすときは之を仁と言ひ、外面より見て、則り行ふべき社會的規準となすときは之を禮といふ。即ち此の二者は内外表裏の關係を有するものにして、相合して共に儒教の中心思想をなす。

禮

孔子の性格

子曰能以禮讓爲國乎。何有。不能以禮讓爲國。如禮何。(里仁)
子曰君子博學於文。約之以禮。亦可以弗畔矣乎。(雍也)

孔子は資性仁恕果斷にして自信の念強く、且極めて圓滿に大成せる常識を有し、決して極端なる思想を抱き、極端なる行爲を爲せしことなし。其の謙遜にして、しかも犯すべからず、おのづから超世脱俗の態を具へたるは、誠に孔夫子の大なる所以にして、子貢が「夫子温良恭儉讓」(學而)といへるは一言に能く其の性格を悉せるものなり。

孔子の教育法

孔子の弟子を導くや、諄々誨へて倦まず、性相近也。習相遠也。(陽貨第)といひて教育の力の偉大なるを認め、能く弟子の個性に應じて巧みに問答法を利用せり。視其所以。觀其所由。察其所安。人焉廋哉。人焉廋哉。(爲政)とは夫子が個性觀察の方法を示し、不憤不啓。不悱不發。舉一隅不以三隅反。則不復

也。(述而)とは其の教授法の一斑を窺ふに足るものなり。

第三節 佛教の傳來

佛教の傳來

印度より中央亞細亞を経て、支那に傳はりたる佛教は、更に支那より朝鮮を経て、紀元千二百十二年を以て我が國に傳來せり。即ち欽明天皇の十三年、百濟の聖明王釋迦佛像及び經論を獻じ、且其の功德を上奏したるを我が國佛教の起原となす。

釋迦の傳記

佛教の教祖は釋迦なり。釋迦は名を悉達多と呼び、我が紀元九十八年(?)印度の迦畏羅城に生まる。釋迦牟尼とは釋迦種族より出でし得道者の義なり。幼時の事蹟につきては未だ詳かならず。年甫めて二十九歳、世を厭ひ、出家して道を修め、摩揭陀國に至り、婆羅門の僧につきて學べども皆意に満たず。去つて苦行林に入り、苦行すること六年、なほ得る所な

し。乃ち尼連禪の河水に浴し、一牧女の供せる乳糜に體力を恢復し、佛陀伽耶に至り、菩提樹の下に端坐し、勇猛精進、我れ若し無上正眞道を極めずんば此の坐を起たじと誓ひ、遂に廓然として天地・人生の眞相を自得し、所謂佛陀(覺者)となりぬ。時に年三十五。されど釋迦は獨り自ら悟れるを以て満足せず、之を萬衆に傳へて、同一の歡喜を分かたんとの大慈悲心を起し、先づ鹿野苑に五人の修行者を教化せるを始めとし、爾來印度各地を巡歴して法を説くこと四十有五年、萬人の父、衆生の救主と仰がれしが、七十九歳を以て拘尸那羅の沙羅雙樹の下に入滅せり。

釋迦の教義は四諦を以て其の綱領となす。所謂四諦とは苦・集・滅及び道なり。其中、苦とは人世を苦痛と觀ずるものにして、こは印度古來の思想なり。集とは此の苦痛を起す原

旨
佛教教義の要

因(業)を究め、滅とは苦の原因を絶ち、佛教最後の理想たる涅槃に入ることにして、之が爲には道を修むるを要す。即ち苦の原因を業に歸し、業を滅する方法を道に求め、よりて以て解脱の域に達せんとするものにして、斯く道を重んずる點に於て佛教は頗る道德的色彩を有する宗教なり。道には三種あり、之を戒・定・慧の三學といふ。戒は即ち能く戒律を守り、思ふこと、語ること、行ふこと、共に正しく、定とは心を一境に注ぎて散亂せしめず、慧とは知見を開きて一切の無常なることを悟るものにして、此の三學を修め、勇往邁進撓まず、倦まざれば、終に貪・恚・癡より生ずる諸種の業を斷絶し、何人も能く其の佛性を發揮し、涅槃の妙果を受くることを得べし。

第四節 儒佛兩教の影響と教育

我國固有之精神と兩教 儒教の説く所は忠孝仁恕の道にして、我が國固有之精神と毫も相抵觸せざるのみならず、却つて之に倫理的説明を與へたるかの觀あり。されど佛教の所説に至りては然らず、其の思想の厭世的、未來的なるは、本來樂天的、現世的にして生々活動を尊ぶ我が國民性と相容れざる所あり、加ふるに王法以外別に佛法を説くを以て、其の傳來するや、神佛兩道の激烈なる紛争を惹起し、容易に相調和するに至らざりき。

聖德太子と教育 始めて儒佛兩教の精神を取り、之を國政に施したるは聖德太子なり。太子幼にして聰明、普く内外の典籍に精通し、推古天皇の十二年憲法十七條を制定し、國家治平の基礎、國民道德の大本を定めたまふ。次いで國史を撰し、又留學生を派遣して、直接に支那の文化を吸收するの

道を開かる。太子は又殺生戒を嚴守し、遊獵を廢して、藥獵ヤクゲツを行ひ、種々の慈善事業を起ししが、是より以後、佛教の影響により、一般人民の救済に心を用ふるもの次第に多し。

宮庭學校

法隆寺學問所

學校の發達 是より先き、儒教の傳來と共に、皇子稚郎子、王仁に就て學びしは一種の宮庭學校とも稱すべきものにして、師に就きて道を學ぶこと、こゝに始まり、其の後諸博士の來朝するもの世と共に加はりしが、推古天皇十五年法隆寺學問所を設け、僧侶を構内に寄寓せしめ、學資を支給して講學せしむ。これ宮庭以外、一般教育所の濫觴なり。下つて孝德天皇の御代、國博士を置きて文事を掌らしめ、天智天皇の朝大學を設け、百濟人鬼室集斯を學職頭となし、始めて俗人の爲に學校を置く。次いで天武天皇の朝、大學の外に、更に國學の制を定め、學事を獎勵せらる。是より教育の事漸く盛な

り。

第二章 奈良朝平安朝時代の教育

第一節 大寶令の學制と私學

大寶令 文武天皇大寶元年、大寶令を發布し、其の中に學制を定めらる。是れ實に我が國教育令の嚆矢にして、時正に紀元千三百六十二年、世界に於ける最も古き教育令の一に屬す。

大寶令によれば、學校を分かちて、大學と國學との二種となす。大學は京都に設け、五位以上の子孫及び八位以上の請願者、東西史部の子弟を教へ、國學は各國に一ヶ所を置き、國司之を管し、郡司の子弟を教ふ。何れも官吏養成を以て其の目的となす。その他天文、曆法、醫學、音樂等を教ふる爲に典藥

大寶令の學制

學生

寮陰陽寮雅樂寮をも設けたり。

學生は、大學は四百人、國學は二十人乃至五十人にして共に十三歳以上十六歳以下の聰明なるものを取り、學費は、官費にて支給せり。大學の學科は始め經學、音學、書學、算學の四科分立せしが、後改めて明經紀傳、明法、算書の五道に區分せり。國學の學科は大學に準じたれども、其の程度低し。

考試

考試は之を分かちて旬試、年終試、舉試及び省試となす。旬試は一旬一回、年終試は毎年七月之を行ふ。而して出仕を求むるものは、舉試を受けて後、太政官に舉送せられ、更に式部省に於て省試を経たる後、始めて官吏に任用せられたり。大寶令の學制は唐制に模倣せるものにして、學校の組織、職員より、教科書、試験法に至るまで凡て之に則れり。

私學

私學 大學及び國學の盛なるに伴なひ、私學亦勃興す。其

庶民教育

の中有名なるは、弘文院・勸學院・文章院・綜藝種智院・學館院・淳和院及び井學院にして、世に之を七大私學と稱す。是等の私學は多くは一門の子弟を教育する爲に設けられたるものなるが、獨り綜藝種智院は、淳和天皇の天長五年、僧空海の設立せる所にして、僧侶たると、俗人たると、將た貴族たると、平民たるとを問はず、普く入學せしめ、佛教と世俗の學とを兼ね學ばしめ、我が國庶民教育の濫觴とも目すべきものなり。

第二節 奈良朝・平安朝時代教育の概況

教育の概況

教育の内容 奈良朝・平安朝時代の教育は、其の目的官吏養成にありしを以て、教育の恩澤に浴し得るものは、單に上流の子弟に止まり、社會の下層に對しては、未だ特に注意する所なかりき。従つて其の教育法、亦單に出仕に必要な知識に偏し、人物陶冶の方面を輕んじたり。教科は明法道に於

家學

て本邦の律令を學びたるも、是すら多く唐制に模倣したるものにして、其の他の諸道は凡て支那の學術を修め、文物制度一に之を宗とし、支那崇拜の熱、翕然として上下を風靡せり。故を以て、其の學は徒に記誦を事とし、詩賦に巧みに、漢才に長ざるを以て唯一の理想となし、競うて唐朝の文華を移すに努めしかば、菅原道眞の如きは、深く之を患へ、「凡國學所、要雖欲論涉古今、究天人、其自非和魂漢才、不能闕其闕奧矣」と説きて教育の理想の和魂漢才にあるべきを明らかにせり。

大學の衰頹と家學 大學の教育は一時盛大を極めたりしも、嵯峨朝弘仁年間以後、私學の勃興と共に次第に其の勢力を失ひ、下つて藤原氏の權を專にするに及び、殆んど全く頹廢し、之に代りて家學興起するに至れり。家學とは大學諸道の學を以て一家を成し、世々子孫に傳ふるものにして、中

にも明經道の清原家、明法道の中原家、紀傳道の菅原大江兩家、算道の三善家、最も顯はれ、宛然私立専門學校の觀を呈したりき。

高倉天皇治承元年京都に大火あり、大學寮は他の私學と共に燒失して、又再興するに至らず。家學獨り教育の事に與れり。

文學の發達 文學の發達は平安朝に至りて其の頂點に達せり。始め漢文學獨り盛なりしも、假名の創作ありし以來、國文學亦大に興り、殊に女流作家の輩出せるは、前後其の比を見ざる所なりとす。

女子教育 我國古來の習俗必ずしも女子を輕んぜしにあらざるも、儒佛兩教の影響により、次第に男尊女卑の風を馴致せり。従つて其の教育は専ら溫順靜肅を旨とし、力めて

文學

女子教育

社會教育

活潑なる動作を避け、文字に於ては、専ら女文字(假名)を使用し、才學あるものと雖も、深く自ら韜晦し、之を以て女子最上の美德となすに至れり。

社會教育 儒佛兩教の普及と共に、社會教育の事業次第に起れり。中にも(一)聖武天皇の朝、諸國に國分寺を建て、各國分寺に國師を置きて、一般人民の教化に任せしめ、(二)孝謙天皇の朝、詔して家毎に孝經を藏せしめ、歴代の天皇大に孝子を旌表して、孝道を獎めたまひ、(三)石上宅嗣の芸亭、菅原道眞の紅梅殿を始め、其他二三圖書館の起りし如きは特に顯著なる事蹟なりとす。

第三章 鎌倉室町時代の教育

第一節 武士道の興起

學問の衰頹

鎌倉・室町時代四百餘年間は、我が國史に於て學問教育の最も衰頹せし時代なり。殊に室町時代にありては、戰亂相次ぎ、復た文事を顧みるの違あらず、唯絶えんとして漸く相繼げる家學と、京都及び鎌倉に於ける五山の僧侶とにより、僅かに文教の命脈を維持するを得たり。故に此の時代において、武士道の興起と、僧侶によりて行はれたる教育とを除き、多く説くべきものあるを見ず。

武士道の起原

武士道は我が國武士の間に發達せし一種の道德にして、其の淵源頗る遠く、武士道の精神は、未だ武士なる階級の起らざりし以前に於て既に存在せり。即ち古來我が國民の勇敢にして忠誠なるは、是れやがて武士道の精神にして、物部氏・大伴氏等の武臣が、専ら忠節を勵み、名譽を尊び、武勇を重んぜしは、著しく、此の精神を發揮せるものに外ならず。其の

武士道の精神

後王朝時代に於ては、一時文を尙びて、武を輕んじたれども、時勢の推移する所、武家の興起となり、源賴朝幕府を鎌倉に開くに及び、武士道は茲に一新紀元を劃せり。

賴朝は平家の文弱に流れて、直に滅亡を招きたるに鑑み、簡易質樸堅實等の美風を鼓吹し、常に士卒を戒むるに(一)武術を習練すべきこと。(二)龜尾籠の所行あるまじきこと。(三)卑怯未練の所行あるまじきこと。(四)質素儉約を主とすべきこと。(五)主従互に恩義を重んずべきこと。(六)然諾を重んずべきこと。(七)死生相結託すべきこと等を以てせり。されば、武門の恥辱「弓矢の手前」等の覺悟は、常に武士の念頭を離るゝことなく、造次顛沛必ず是に於てし、以て其の品性を練成せり。其の後泰時・時賴・時宗等何れも力を武士道に注ぎ、加ふるに當時武士の間に流行せし禪學は、直截簡明、能く死生の關門

武藝

を打破し、武士の心膽を練るに適したれば、武士道の發達に貢獻すること頗る大なりき。

武藝は武士道を実行するの方便なり。されば武藝の練習は武士の最も重んぜし所にして、大に劍術・弓術・馬術・水練等を奨励せり。頼朝が隨兵の資格を定めて、譜代の勇士、弓馬の達者、容儀の神妙なるもの、となせるを見ても、其の一斑を推知せらるべし。斯くて當時の武士は尙武の一方に偏し、意育を重んじたれども、文事を顧みるもの極めて少く、承久の役、泰時院宣を讀むものを求めしに、五千人中漸く藤田三郎一人を得たるのみなりしといふ。

第二節 寺院と教育と當時の學校

寺子屋の起原

寺院の教育 室町時代以後、文教の權、一に僧侶の手に在りしは已に説ける所の如し。當時僧侶は社會教育上至大の

寺子屋の教育法

勢力を有し、布教に従事する外、著述によりて子女を訓戒し、講筵によりて老若を教化し、又學舎を開きて士庶共に教育せり。寺子屋の名茲に始まる。

寺子屋の就學は十歳頃より十五六歳に至り、別に卒業といふことなく、課業は主として手習なれども、之に結合して修身・讀書・作文及び諸種の實用上の知識を授けたり。徳川家康・織田信長・太田道灌・林羅山等は何れも寺子屋に入りて學びしものなり。

金澤文庫

學校教育 寺院を外にして、當時學校と認むべきものは唯僅かに金澤文庫と足利學校とあるのみ。金澤文庫は武藏國金澤稱名寺内にあり。北條義時の孫實時の創立にかゝり、廣く和漢の書を集め、主として北條氏の子弟の研學に資せし所なり。足利學校は下野國足利町にあり。或は小野篁の創

足利學校

足利學校と同
校現存の古書



れども、足利學校は戰國時代兵馬の閒にありて尙能く命脈を維持し、幕府の厚き保護を受けて、以て明治に至りしが、廢藩置縣と共に閉校せり。

立せるものなりといひ、或は國學の跡なりといひ、起原明らかならず、其の後室町時代に至り、上杉憲實之を再興し、鎌倉圓覺寺の僧快元を招きて庠主となし、四方の學徒を集めて教授せり。金澤文庫は早く頽廢した

第四章 徳川時代の教育

第一節 徳川時代教育の概説

徳川家康、新に幕府を江戸に開き、政權を掌握するや、最も力を文事に用ひ、文教を以て國を始めんとせり。思へらく應仁以後亂臣賊子相次ぎ、争亂絶えざるは、職として人道の明らかならざるに由ると。乃ち禁中及び公家、武家の法度を定め、先づ第一に學問の重んずべきを説きて、大に文事を奨勵し、文教復興の氣運を開けり。今家康の學問上に於ける功績を略述すれば、左の如し。

一、儒者登庸 文祿二年藤原惺窩(二二七九—二二九一年)を擧げ、次いで惺窩の高弟林羅山(二二四三—二二七一年)を擧げ、經史を講ぜしめたり。

家康の教育上に於ける功績

二、書籍刊行 慶長四年孔子家語を印刷し、爾後相次ぎて諸種の書籍を刊行せり。

三、學校設立 慶長六年伏見に圓光寺なる學校を設け、足利學校九代の庠主三要を以て校主となし、僧侶及び俗人を入學せしめたり。

四、古書搜索 律令・國史等の各地に埋没せるものを求め、得るに従つて、京都五山の僧侶をして每書に各三部を謄寫せしめ、一は禁中に上り、一は江戸に送り、一は駿府に留めたり。

天子御藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道而能致太平者未有之也。

(禁中法度 第一條)

公家衆家々之學問、晝夜無油斷樣可被仰付事。(公家衆法度 第一條)

文武弓馬之道專可相嗜事、左文右武古之法也、不可不兼備矣。(武家法度 第一條)

家光
綱吉

吉宗

其の後歴代の將軍皆家康の遺志を體して、文事を獎勵せり。即ち家光は羅山に命じて、上野忍岡に學舎を立てしめ、家綱は該學舎を整頓して弘文館と命名し、綱吉更に之を湯島の臺に移し、大に規模を擴張せり、昌平黌是なり。是に於てか海内翕然として學に向ひ、中江藤樹・熊澤蕃山・山鹿素行・山崎闇齋・木下順庵・伊藤仁齋・貝原益軒・僧契冲等の碩學輩出せり。徳川光圀が海内の學者を聘して撰せしめたる大日本史亦綱吉の元祿十年(紀元二二七三年)に其の帝王本紀を完成す。降つて中興の明主吉宗最も意を普通教育に用ひ、荻生徂徠を登用し、又室鳩巢に命じて六諭衍義大意・五常和解・五倫和解等を作らしめ、之を江戸の手習師匠に賜ひて、兒童の手本となさしめたり。

洋學は天文以來切支丹宗の渡來と共に、一時盛大に赴か

んとせしも、寛永七年家光禁書令を發して、凡て横文の書を讀むことを禁じてより、殆ど全く中絶せり。其の後西川如見、新井白石等率先して西洋の事情を究め、洋學發達の動機を促し、が將軍吉宗は禁書令を解き、宗教以外の洋書を輸入するを許し、儒官青木昆陽に命じて蘭學を學ばしむ。次いで前野良澤、杉田玄白等の大家出て、天文、曆算、醫等の實用の學次第に發達せり。心學亦始めて吉宗の時代に於て石田梅巖によりて唱導せられたり。

十一代將軍家齊の時、松平定信幕政に與るに及び、大に心を學政に用ひ、昌平黌を改築し、柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里等の儒者を擧げ、異學の禁を布きて、悉く諸學派を抑へ、一に朱子學に準據せしめ、他方には塙保己一に地を賜ひて、和學講談所を起さしめたり。有名なる國學者本居宣長、平田篤胤

家齊

等が儒佛を排斥して、神道を唱導し、頼山陽が絢爛の才筆を揮つて日本外史、日本政記等を著し、尊王の精神を鼓舞せしは何れも此の時代なり。

上の向ふ所斯くの如くなるを以て、下諸侯亦争うて文事を獎勵し、各藩學を起せり。就中最も文教に功績あるは、徳川義直、池田光政、保科正之、徳川光圀、上杉鷹山、徳川齊昭等なりとす。されば王朝時代に於て貴族の専有に屬し、鎌倉室町時代に於て獨り僧侶の手にありし學術は、今や僻陬の鄙民にも及び、教育全國に普及するに至れり。

第二節 支那宋明思想の影響

支那は先秦時代に於て、諸家の學勃興せしも、秦の始皇帝書を焼き、儒を坑にするや、文教大に衰へ、漢唐の儒者は僅かに遺存せる典籍の訓詁に腐心し、學風著しく煩瑣に赴き、徒

に文辭の末に走り、却つて其の精神を没却せり。されど宋に至るに及び、碩學輩出して儒教の精神を根本的に研究し、其の結果、朱熹に至りて、朱子學と稱する一派の學、大成せらるるに至れり。

朱子の傳記

朱熹(一七九〇年)字は元晦、晦菴と號す、南宋の大儒なり。幼にして穎悟、年甫めて十九進士に及第し、二十四歳李延平の門に入り、學業大に進み、古今の學一として通ぜざる所なし。性溫厚にして篤學、又屢上表して時弊を痛論せり。慶元六年卒す。諡して文公といふ。

朱子の學說

朱子の學は程伊川に起り、理氣二元論なり。其の說に因れば、凡そ宇宙間には理と氣との二元あり、相合して萬物を構成す。理は萬物を通じて同一なれども、氣には精粗の別あり。事物の差は凡て氣の精粗に基づくものにして、譬へば同一

の水も赤器に入れば赤となり、青器に盛れば従つて青色を呈するが如し。人性亦理氣の二元より成る。理は即ち本然の性にして、人倫道德其の内に具はれども、氣質の性は氣の清濁より來り、善惡の別全く之に因る。故に人たるもの能く其の精神を練り、外物の誘惑を絶ち、氣質の發作をして理と合するに至らしめざるべからず。斯く精神の修練せられたる状態を敬といふ。苟も敬に居りて日夜怠るなからんか、何人も能く聖賢の域に達することを得べし。

修徳の工夫

修身の道は、理を窮め物に格るにあり。理を窮め物に格るに一定の順序あり。博學、審問、慎思、明辨、即ち是なり。斯くて知を致すを得ば、最後に篤く之を行はざる可からず。先の四者によりて理を明らかにし、篤行によりて之を身に現す。此の五者は儒教に於ける一種の教授段階とも稱すべく、教育の

方法として廣く世に行はれたり。

性無不善而有不善者才也。性即是理。理則自堯舜至於途人一也。才稟於氣。氣有清濁。稟其清者爲賢。稟其濁者爲愚。(二程全書)

以理言之則無不全。以氣言之則不能無偏。(朱子語類)

學者工夫惟在居敬窮理。此二事互相發。能窮理則居敬工夫日益進。能居敬則窮理工夫日益進。(同上)

陸象山の學說

朱子以後宋代の學者は多く朱子を宗とせしが、獨り陸象山(一七九一—一八五二年)朱子に反對して心即理説を成し、明の王陽明其の學を承け、所謂陽明學を大成せり。

王陽明の傳記

陽明(一一八三—一八八八年)名は守仁、字は伯安、浙江の餘姚に生まる。二十八歳にして進士に擧げられ、後諸官に歴任し、武勳甚だ多く、功を以て新建伯に封ぜられしが、嘉靖七年病歿せり。年五十有七。謚して文成といふ。

陽明の學說

王子の學は心即理説、知行合一説、致良知説を以て其の三綱領となす。心即理説は陸子の已に闡明せる所にして、自己の本心即ち理を以て行爲の標準となし、心外別に理あるなしと説くものなり。知行合一説によれば、知と行とは必ず並進すべきものにして、彼の知つて行はざる如きは、未だ眞に能く知れるものにあらず、眞の知は必ず實行を豫想し、知と行とは常に相表裏す。故に曰く、知者行之始、行者知之成と。而して所謂知とは是れやがて理にして、氏は、求理於吾心、此聖門知行合一之教也といへり。致良知とは外物の誘惑を斥け、心の本體たる天理を明らかならしむる所以にして、良知とは即ち天理昭明靈覺處なり。人に賢愚の差あるは能く其の良知を致すと否とに因る。されば學問の要は他なし、一に良知を致すにあるのみ。良知を致せば、心の理は明らかに、實行

従つて成る。

心一理也。理一理也。至當歸一。精義無二。此心此理實不容有二。(陸象山全集)
知者行之始。行者知之成。聖學只一箇工夫。知行不可分作兩事。(陽明全書)
良知是天理昭明靈覺處。故良知即是天理。思是良知之發。用。(同上)

我が國にて始めて朱子學を講じたるは、南北朝時代に於ける僧玄慧にして、始めて陽明學を講じたるは、中江藤樹なり。徳川時代に於ては此の兩學盛に我が學者の間に喧傳せられ、又別に朱子學派及び陽明學派に嫌らずして、直接に孔孟の教を傳へんとする古學派、何れの學說にも偏せず、諸家の長所を採擇せんとする折衷學派等の諸學派の起るあり、各鎬を削つて相争へり。中にも朱子學は徳川時代に於ける幕府の官學にして、其の影響する所最も大なりき。

朱子學派 藤原惺窩・林羅山・木下順庵・室鳩巢・中村惕齋・貝原益軒・山崎闇齋

宋明思想の影響

柴野栗山・尾藤二洲・藤田東湖

陽明學派 中江藤樹・熊澤蕃山・三輪執齋・中根東里・佐藤一齋・大鹽中齋・佐久間象山・横井小楠・西郷南洲

古學派 山鹿素行・伊藤仁齋・伊藤東涯・荻生徂徠・太宰春臺

折衷學派 細井平洲・片山兼山・井上金峨・太田錦城

第三節 徳川時代の教育家

一 貝原益軒

益軒の傳記

傳記 徳川時代に於ける第一の教育學者を益軒となす。益軒名は篤信、字は子誠、號を益軒又は損軒といふ。筑前黒田侯の侍醫寛齋の子にして、寛永七年(紀元二九〇)福岡に生まる。幼にして善良なる家庭教育を受け、才名夙に藩中に高し。明暦三年藩主の選抜によりて京都に留學し、木下順庵・山崎闇齋等の門に出入して研學三年、歸りて藩儒となり、藩士の子弟

を教育すること四十餘年に及べり。元祿十三年七十一歳に及びて始めて致仕し、京都に上りて講筵を開けり。益軒もと蒲柳の質なりしかども、幼にして醫學を修め、衛生に注意せしを以て、老いて益、嬰鑠、講學の傍ら、著述に従事し、晩年の大著頗る多し。性旅行を好み、學暇あれば必ず其の室東軒と共に諸國に巡遊し、足跡海内に遍く、旅行記積んで山をなせり。正徳四年八十五歳を以て逝く。百餘の著書中、五常訓、大和俗訓、初學訓、童子訓、家道訓等所謂益軒十訓は平易の文章を以て、庶人の教育を説けるものにして、田夫紅女も讀んで解せずといふことなし。



貝原益軒

益軒初めは陽明學に私淑せしも、後朱子學に移り、已にし

教育法

て又理氣二元論に嫌らず、大疑録を著して、其の聖人の旨にあらざるを辯じたり。氏は又學問の要を以て、身を治め、人を治むるの道を知るにありとし、一方には道德の實踐を奨むると共に、他方に於て經濟實用の點に注意せり。

教育法

教育は四民共に之を受くべきものにして、其の

目的は徳性の涵養にあり。而して道德上の習慣は凡て幼時に於て之を養成すべきものなれば、家庭に於て、早くより嚴

格なる教育を施し、苟も姑息の

愛に溺るゝことなく、乳母朋友

より奴婢に至る迄、注意して選

擇するを要す。知育に關しては修身習字(作文を含む)・讀書(歴史を含む)・

算數・音樂を學ばしめ、體育に於ては、先づ育兒法に注意し、初めより愛に失せず、多少の飢寒に耐えしめ、克己の精神を養

隨年教法

ひ、且運動及び遊戯によりて、自由に其の元氣を發揚せしめざるべからずとなせり。

教授の順序は凡て兒童の發達に従ひて、簡より繁に入るの方法を取れり。之を隨年教法といふ。隨年教法によれば、兒童六歳にして先づ學に就き、數名方位和字の読み書きを學び、七八歳よりして禮法・言葉使ひ、長幼の序を曉り、追つて斯くの如く次第に易より難に進み、十歳始めて師を求めて就かしめ、十五歳より専ら身を修め人を治むるの大道を究め、二十歳にして博學篤行の成人となることを得べし。

課程表

年齢	學科				
	習字	讀書	禮法	修身	藝術
六歳	平假名・五十韻 假名世間往來	數字の名(一より 東西南北の名 五十韻(縦横))	言葉づかひ	尊長を敬ふこと 尊卑長幼の別等	

*三宅米吉著
「益軒の教育法」参照

女子教育

七歳	前の續き 平假名 片假名	平假名 片假名	前の續き 禮法	前の續き	
八歳	楷草大字	漢字の單語・短句 (文句短くして読み易く解し易きものを讀ませ諸記せしむべし)	幼者に相應の禮法	孝弟の道 弟を愛し区僕を敬み師を尊び友に交はる道 賓客を敬ふ道 忠信禮義廉恥の道	
九歳	前の續き	前の續き	前の續き	前の續き	
十歳	前の續き	先聖賢の書中義理の閑え易く悟り易き切要なる所を説き聞かすべし	五常の理大略 五倫の道	文武	
十四歳	前の續き	小經書	温和爱敬善行	藝術	
十五歳	これより専ら義理を學び身を修め人を治むる道を知るべし、博く學び多く知るべし。				
二十歳	元服成人、これより幼少なる時の心を棄てて成人の徳に従ひ、博く學び篤く行ふべし。				

氏は又古來の學者が女子の教育を忽にせるの非を攻撃して、自ら女子教育法を説き、敬順の二字を以て一貫の主義

となせり。其の法、七歳より男子と席を分かち、教課は和字を主として、漢字を合せ授け、淫思なき古歌によりて、風雅の道を學び、十歳よりは外出を許さず、専ら縫織を學び、算數經濟の道に注意し、能く婦徳、婦言、婦容、婦功の四行を積んで、以て良妻賢母たるの修養を全からしむ。

要約

要約 益軒博識洽才、其の著書は道德は固より醫學、博物、政治、地理、歴史の諸方面に互り、特に教育に於ては(一)徳育を説くと共に、利用厚生の道に注意し、時俗の算數を以て卑しき業なりとなすの謬見を破し、(二)兒童の發達に準じて教材を適當に排列し、(三)多くの漢學者中、獨り卓然として歌道を獎めて、國學勃興の端を開き、(四)平易なる文章によりて、俗人の蒙を啓き、以て心學派の先驅をなし、(五)教育を以て獨り士人の專有となさず、四民平等に男女を擇ばず、之を受くべき

ものなりとして、普通教育を説き、(六)女子教育及び家庭教育を重んぜるなど、其の教育上に於ける功績極めて顯著なり。益軒を得て始めて、我が國亦教育學者ありといふを得べし。

夫聖人之教、以入倫爲先、而後有幾多工夫、皆是爲入倫設而已。(自叙 集一)

學問の道は他なし、只道を知りて、善惡を明らかにわかち、善を行ひ、惡を去るにあり、故に君子の學問は仁心をたもち、つねに善を行ふを宗とす。(初教 三)

凡小兒は、はやく教ふると、左右の人をえらぶと、是れ古人の子をそだつる良法なり、必是を法とすべし。(童子訓 卷一)

凡小兒をやすからしむるには、三分の飢と寒とをとおぶべしといへり……是古人小兒をたもつる良法なり。(上同)

小兒をそだつるには、もはら義方のをしへをすべし、姑息の愛をなすべからず。(上同)

四民共に其子のいとけなきより父兄君長につかふる禮義作法をしへ、聖經をよましめ、仁義の道理をやうやくさとさしむべし。(上同)

素行の傳記

二 武士道の教育家

山鹿素行 武士道の教育家としては、前に山鹿素行あり、後に吉田松陰あり。素行(二二八二―二二八五年)名は高祐、通稱甚五左衛門、會津に生まる。幼にして朱子學を學びしが、更に兵學及び國學をも修め、古今の學一として通ぜざる所なし。三十一歳にして赤穂侯に仕へしも、故ありて仕を致し、後江戸に家塾を開き、兵法、文學を教ふ。名聲藉甚、其の門に集まるもの二千人を超え、勢威一時を壓せり。然るに、寛永六年聖教要録を著し、「道統之傳至宋竟泯沒」と叫びて始めて古學を唱ふるに及び、幕府の忌諱する所となり、赤穂に幽閉せらる。斯くて配所にあること凡そ十年、彼の赤穂義士の美學の如きは素行の薰陶與つて力ありと稱せらる。貞享二年病んで江戸に歿す。素行の教育に於ける功績としては、(一)朱子及び陸王の學

素行の功績

を排して、我が國古學派の鼻祖となり、(二)當時の儒者徒に支那を崇拜し、自ら東夷を以て居るものあるに反して、我が國體の尊嚴なる所以を明らかにし、(三)始めて武士道を組織的に論定せる點にあり。中にも其の武士道は後世に及ぼせる影響最も著しく、氏が江戸の家塾に弟子たりしもの四散するや、所謂山鹿流の兵學は海内に流布し、其の著、武教全書、武教小學、山鹿語類等は武士道の經典として尊重せられ、後世士道を説くもの、凡そ之に則らざるはなし。

予者師周公孔子。不師漢唐宋明之諸儒。學志聖教。而不志異端。(聖教要錄小序)

然者智仁勇の三は聖人之三德也、此三德一つもかけては聖人の道にあらず、今此三德を以て本朝と異朝とを一々其印を立て校量せしむるに、本朝はるかに勝れり、誠にまさしく中國といふべき所分明なり、是更に私に云にあらず、天下の公論なり。(配所殘筆)

松陰の傳記

吉田松陰

松陰

(二)

五四九〇年

名は矩方、又、二十一回猛士と



吉田松陰
と自署

號す。素行の歿後大凡一百五十年、長州萩の東郊松下村に生まる。家もと山鹿流の兵學家なりしかば、夙に家學を修め、年甫めて十一歳、藩主の前に兵學を講ぜしに、所説明快聽くもの驚嘆せざるはなし。後佐久間象山、横井小楠、藤田東湖等當時知名の士と相交り、常に勤王の大義を唱へ、熱心なる攘夷論者として國事に奔走せり。

天保元年米艦
船に叩

して成らず、自首して縛に就き、長州野山の獄に投ぜらる。越

安政元年米艦
に投じて、海外
に遊學せんと

松陰の教育

えて二年松下村の自宅に蟄居を命ぜられ、翌年藩に請うて、家學を教ふるの許可を得たり。是れ即ち有名なる松下村塾にして松陰年正に二十六歳、松下雖陋村、誓爲「神國幹」の意氣を以て、至誠活達、國家經綸の策を説き、尊王攘夷の精神を鼓吹しけるが、偶、安政の大獄の起るあり、松陰亦事に坐して罪を得、安政六年、我今爲國死、死不背君親、悠々天地事、感賞在明神」と詠じて、従容刑に就けり、時に年三十。松陰人となり、勵精牢獄にありても常に心を書冊に潛め、著書實に六十種の多きに及べりといふ。

松陰は素行の武士道に感化せらるゝこと最も深く、教育の目的を以て「君臣一體、忠孝一致」の國民道德を發揚し、君臣の義、華夷の辨を明らかにするにありとなし、最も氣節義行を尊び、至誠之を貫ぬき、「死而後已」の四字を以て之を守るべ

きを唱へたり。曰く「心一死を存する人にあらざれば守るの一字は合點行かぬ事なり」と。

松下村塾記の一節に曰く「天下を奮發し、四夷を震動するは即ち長州にあり。其の長州の大に顯はるゝは必ず松下邑より始まらん」と。此の自信と抱負とあり、加ふるに燃ゆるが如き熱誠を以てし、其の教育は簡易を旨とし、師弟共に出ては田を耕し、入つては米を搗き、日常作業の間に、書を講じ道を論じ、専ら實踐躬行を以て子弟を導きたり。されば其の塾は僅かに八疊と十疊半との陋屋、其の期間は僅かに二年半の短日月なりしも、高杉東行、木戸孝允、伊藤博文、乃木希典を始めとし、多くの英材を其の門に出だし、維新の皇謨を翼賛せるの效頗る大なり。薰化の偉大なる松陰の如きは未だ會て見ざる所なりとす。

一、凡生爲人、宜知入所以異禽獸、蓋人有五倫、而君臣父子爲最大、故入之所以爲人、忠孝爲本。(士規七則 第一條)

一、凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內、蓋皇朝萬葉一統、邦國士夫、世襲祿位、人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。(士規七則 第二條)
一、死而後已四字、言簡義廣、堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也。(子規七則 第七條)

三、教育家としての儒者

以上述べたる諸家の外、徳川時代に於ける儒者中、著名の教育者として中江藤樹、伊藤仁齋、荻生徂徠、細井平洲等を數へ得べし。

中江藤樹

中江藤樹(二三〇八^一年)は近江の人。幼にして祖父に従ひ、伊豫國大洲にあり。大洲侯の弟新谷侯に仕ふ。二十七歳故ありて致仕し、郷に歸りて子弟を教育せり。初め朱子學を奉じたりしも、三十七歳にして陽明全書を讀むや、翻然として悟

る所あり。是より深く知行合一の説を信じ、我國陽明學派の首唱者となる。資性温厚、弟子を導くこと極めて懇切、時人呼んで近江聖人と言ふ。弟子に熊澤蕃山(二三二七九一年)あり、經綸の才、一世に秀づ。

伊藤仁齋

伊藤仁齋(二三二六八七年)は京都の人。初め程朱の學を修めしが、研鑽多年遂に一家の學を成し、大學は孔子の遺書にあらず、宋儒理氣の説は皆佛老の緒餘にして、聖人の旨にあらずと喝破し、素行と相前後して、古學を首唱せり。爾來道を説くこと四十餘年、門下生全國に普く、其の數三千を超えたりといふ。長子東涯(二三三九〇六年)亦能く父の衣鉢を紹ぎ、弟子には並川天民、中江岷山等の高足あり、其の家塾たる堀川學校は相傳へて明治初年に及べり。獨創の見に富める仁齋の如きは、多く見ざる所なりとす。

荻生徂徠

荻生徂徠(二三三八八年)は江戸の人。十四歳にして父の上總に竄せらるゝに及び、之に従ひ、學業大に力む。居ること十有三年、江戸に歸り、増上寺の門前に程朱の學を講ぜり。後、古文辭學(復古學)を開き、古言の研究によりて、六經の眞義に到るべきを唱ふ。資性豪邁、文辭の才一世に冠たり。多くの弟子中、太宰春臺、服部南郭の二人最も著はる。

細井平洲

細井平洲(二三四六一年)は尾張國の人。始め名古屋に寓せる中西淡淵の門に學び、後淡淵に従うて江戸に移り、嚶鳴館を開き、後進を導きしが、名聲日に隆く、弟子大に進めり。三十七歳にして米澤侯上杉治憲の賓師となり、其の學政を輔け、興讓館の制を定む。米澤藩治教の盛なる主として平洲の力による。晩年尾張藩の藩學明倫堂の革新に與りて功あり。其の學一家の説に偏せず、人々好む所に従つて講ぜしむ。曰く

諸家の教育法

「聖學の要は徳を成すにありて學流にあらず」と
 以上の諸家は何れも教育の目的を以て徳を成すにありとし、儒教の精神を體し、賢聖の道に到るを以て究竟の理想となせり。獨り徂徠は先王の道は禮樂刑政に外ならずと説き、法を重んじて仁義を疎んじ、文辭を先にして、修徳の工夫を後にせるの點に於て稍趣を異にす。教育の方法としては、經典の眞意を釋ね、躬を以て子弟を率ゐるの外、特に見るべきものなしと雖も、徂徠が漢學修業の方法は支那音を學び、直讀して其の意を解すべく、且人の天に稟くる所の性は易ふべからず、各其の個性に應じて自然的に誘導すべしとなし、仁齋及び平洲が共に教育の個性に應ずべきを説き、平洲が普通教育の必要を唱へたる如きは注目し價すべしとす。
 夫聖人之設教也。因人以立教。而不立教以驅人。無所造作。無所添飾。出於人心

之所同然而非有所強也。(仁齋、意、子問上)

天命之謂性。人殊其性。性殊其德。達財成器。不可得而一焉。……故命也者。不可如之何者也。故學而得其性所近。……達其財成器以共天職。古之道也。(徂徠、學七則)

其人才と申は、草木の區々にして別なる如く、柔勁性を別にし、紅白色を異にして、思ひく様々の花を開、實を結、候にひとしく、人々一様に不參は、面の不同が如く候へば、押なべて丸く、押なべて角にもならぬ者に候得ば：

(米澤學校、相談書)

第四節 武士道の發達

武士道の發達

徳川家康其の武家法度第一條に於て「文武弓馬之道專可相嗜事」と述べ、専ら文武の道を奨勵し、諸藩の教學各、心を之に用ひしかば、文運の隆盛に赴くと共に、武士道亦一段の精練を加へ、忠孝節義武勇廉恥等の美風大に起れり。即ち一方

に於ては山鹿素行の武教小學及び山鹿語類は武士の精神を修練し、他方に於ては弓術馬術槍術劍術等に諸種の流派を生じて、各其の精を競ひ、加ふるに徳川光圀の大日本史は此の間に成りて、大義名分の存する所を明らかにするあり、武術と教學とは内外相應じて武士の心膽を鍛錬せり、其の後元祿浮華の風は引いて士道に累ひせしも、幸に家宣吉宗等力を之が釐革に用ひ、奢侈を戒めて、質樸を尊び、降つて松平定信家齊を助けて士風を振起せしかば、武士道の神髓たる自己犠牲の大精神は益、其の光を發揚し、傳へて明治維新に及べり。

第五節 神道の振興

茲に謂ふ所の神道とは、廣く我が國體を明らかにし、尊王愛國の大義を發揚せんとするものを指せるにて、徳川時代

神道

の末葉、次第に其の勢を得、維新の大業に與りて力ある所のものなり。神道の振興に對して特に重大なる關係を有するもの大凡左の如し。

關齋學派

一、關齋學派 山崎闇齋(二二七—二八二)は京都の人。始め谷時中に學び、熱心なる朱子學者たりしが、晩年心を神道に寄せ、一派の神道を創めて、我が國體の重んずべきを唱へたり。多くの門人中最も有名なるは淺見綱齋にして、氏は靖獻遺言を著して、勤王の精神を鼓吹せり。彼の幕末の志士山縣大貳及び武内式部は何れも關齋の學統を受けたるものなり。

水戸學派

二、水戸學派 水戸學派は神道を根本義となし、之を扶翼するに朱子學を以てせるものにして、光圀に始まりて、明治維新に至る二百三十餘年間、大日本史編纂の大事業を中心となし、常に敬神愛國の大精神を鼓舞せし一大學派なり。光

因は明暦三年闇齋派の學者栗山潛鋒・三宅觀瀾及び安積澹泊、明の遺臣朱舜水等を聘し、彰考館を起して、大日本史の編纂に着手し、神功皇后を皇妃傳に收め、大友皇子を帝紀に載せ、南朝を以て正統となし、春秋の筆法によりて大義名分を明らかにせり。其の後寶曆・明和の頃に及び、水戸學は一時多少の頓挫を來せしも、齊昭出づるに及び、天保九年を以て弘道館を起し、忠孝无二、文武不岐の主義に基づきて學徒を教へ、加ふるに藤田東湖の如き英材の之を輔弼するあり、教學大に張り、嘉永・安政以後天下皆水戸學を宗とし、人をして水戸の人に遇へば直に學者たらんとの感を抱かしむるに至れり。大日本史の完成には年を要すること大凡二百五十年、卷數三百九十七、其の量に於て、將た其の勞力に於て、天下無比の大著述なり。

三、古典派 我が國の神道は多く佛教又は儒教と結合せるものなるが、獨り古典派にありては全く儒佛を排し、佛教渡來以前の神道を闡明せんとし、専ら力を古典の研究に用ひたり、之を純神道といふ。古學の研究は其の端を僧契沖に發し、之に次ぎて荷田春滿あり、春滿の門人に賀茂眞淵(二五七三―二九四)あり、特に心を萬葉に潜め、又國意考を著して、始めて儒佛を排斥せり。眞淵の門人に本居宣長(二四三九―二四六一)あり、宣長は伊勢の人、學問頗る該博、皇國の古道を發揚し、尊王の精神を鼓吹するを以て其の任となし、拮据三十五年にして有名なる古事記傳四十八卷を完成す。又直毘靈(オホヒメ)の著あり、簡明にして、古道の大意を窺ふに足る。宣長の後には平田篤胤(二四二五―二五〇三)あり。資性豪宕不屈、宣長の説を祖述し、古史傳・古道大意等を著して、盛に異端(儒教・佛教及び俗神道)を排斥し、所

説精細を極めければ、古道是より益、明らかなるに至れり。

嗚呼我國中士民、夙夜匪懈、出入斯館、奉神州之道、資西土之教、忠孝无二、文武不岐、學問事業不殊、其效敬神崇佛、無有偏黨、集衆思、宣群力、以報國家無窮之恩、則豈徒祖宗之志弗墜、神皇在天之靈、亦將降鑒焉。(弘道館記 之一節)
そも此の道はいかなる道ぞと尋ぬるに、天地のちのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたまひ傳へ賜ふ道なり、故是以神の道とは申ぞかし、さて其の道の意は此記をはじめ、もろくの古書どもよく味ひ見れば、今もいとよく知らる云々。(直見)

第六節 洋學の發達

洋學の起原

徳川家光禁書令を布きてより、洋學研究の道杜絶し、將軍家宣の時代に至り、西川如見、新井白石等率先して西洋の事

洋學の發達

情を究めたりしも、是等は何れも通辯の助によりしものにして、未だ自ら蘭書を講ぜしにあらざ。其の是あるは吉宗以後にありとす。吉宗の卓見なる、早く西洋學術の採るべきあるに着眼し、享保五年を以て禁書令を解き、宗教以外の書を讀むことを許すと共に、儒官青木昆陽(二三四五八年)をして長崎に行き、蘭書を學ばしめたり。昆陽の後には前野良澤あり、桂川甫周、杉田玄白等と相謀り、始めて蘭書を翻譯し、之を解體新書と名づく。一語に一日を費し、數日尙一句を解する能はず、稿を改むること十一度、年月を閲すること四年なりしといへば、當時翻譯の困難實に言語に絶せりといふべし。世に白石、昆陽、良澤及び玄白を以て蘭學の四大家となす。

良澤の後に大槻玄澤あり、始めて和蘭文法書を著して、蘭學研究の便を開く。其の後宇田川玄眞、坪井信道、杉田成卿、緒

方洪庵等相次いで出て、蘭學次第に隆盛に赴けり。蘭語に次ぎては、露語最も早く我が國に傳はり、英佛語之に次ぎ、獨語最も遅し。斯くて洋學の發達と共に、單に醫學のみならず、天文・地理・博物・物理・化學・兵學等の諸學傳來し、我が文運に貢獻する所大なりしかば、文久二年には幕府より始めて留學生を蘭國に派し、次いで露・英・佛にも留學せしめ、以て明治維新に及べり。

第七節 幕府の學校

一、昌平黌(昌平坂學問所)

沿革 寛永七年、家光上野忍岡の地を羅山に賜ひ、書院及び塾舎を開かしむ。是れ即ち昌平黌の起原なり。後尾張侯義直其の地に聖廟を營み、寛文三年家綱該學問所に弘文館の號を賜ふ。元祿三年(紀元三五〇)綱吉弘文館を湯島に移し、昌平坂

昌平黌の沿革

教育の主義

學問所と改稱し、羅山の孫林鳳岡を大學頭となして、廟學の事を司どらしむ。後將軍家齊、明の制に倣ひて學舎を改修し、異學の禁を發し、純然たる官學となせり。其の聖堂は今尙遺存して綱吉自書の「大成殿」の扁額高く掲げらる。

教育の主義 當時の學問は凡て**政道の補導**をなすを以て終局の目的となせるが故に、教科は經學・歴史を中心となし、修身・治國の道を講じ、治亂興廢の跡を繹ぬるを以て其の主眼となせり。従つて孔子は其の唯一理想にして、春秋の釋奠には、將軍自ら臨みて嚴肅なる儀式を擧げ、又初めて入學せるものは、必ず先づ大成殿に禮拜せしめて、以て學徒の歸向を定め、然る後講筵に列せしめたり。諸教科の中心たる經學は固より朱子學にして、經書の註釋必ず一定し、嚴に異學を抑へ新説を禁じ、決して規定以外の漢書及び横文の書を

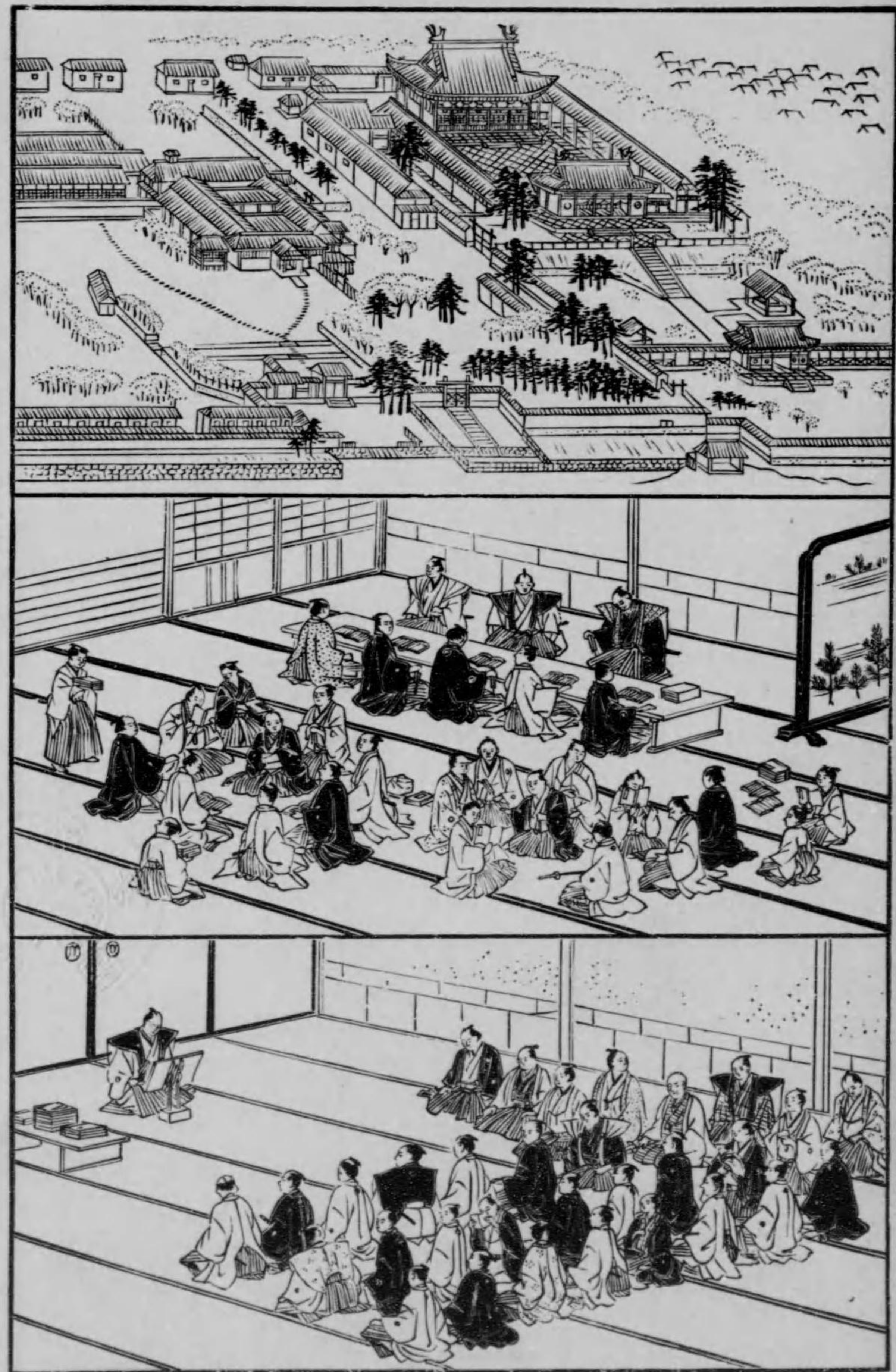
教官・生徒

繙くことを許さず。故を以て、學問の範圍極めて狭く、動もすれば舊義を墨守して偏固に陥るを免れざりき。

職員及び生徒 教官は、林氏世々之を總轄するの外に專任の御儒者四五人あり、皆旗本出身なり。其の外に教授方出役として別に本務ありて教授を兼ねるものあり。生徒の就學は七八歳以上別に制限なきもの、如く、寛政以前は士庶共に取りしも、其の以後は士人に限り入學を許し、之を通學生と寄宿生とに分かつ。何れも束脩及び月謝を徴することなし。

學科及び教授法

學科及び教授法 始めて入學せるものは、先づ素讀所に入りて、小學・四書・五經等の素讀を受け、素讀終れば、初學所に入りて左傳・國語・史記・漢書・蒙求・十八史略等を講讀質義し、然る後始めて經義の講釋を聞く。此の外會業と稱し、教授臨席



(近世教育史六八—六九)

試験

の上學生一堂に會して、相互に研鑽をなすものあり。會業は之を經科・史科・漢史及び本朝史・刑政科及び詩文科に區分し、學生の資質と學力の程度とにより、各別に研究せしめたり。

試験 生徒の會業及び聽講の勤怠は嚴に之を督勵し、若し或學科に通曉するものあれば、教授見習に拔擢す。試験は之を吟味と名づく。其の種類には毎月行はるゝ小試及び春秋二季に行はるゝ大試あり。又毎年十一月の素讀吟味、三年目に行ふ學問吟味あり。素讀吟味及び學問吟味は校の内外を問はず、幕臣皆之に與ることを得。學問吟味の成績には甲乙丙の等級を立て、賞與各差あり、登用亦遲速ありき。

二、和學講談所

和學講談所は、寛政五年塙保己一(二四〇六年)(三四八一年)が官に請うて、江戸麴町裏六番町の官有地を得て、之に學校を建てたる

和學講談所

に始まる。其の目的は主として國史・律令を研究し、古學を明らかにせんとするものにして、後進子弟に和學を教授し、且多くの古書を検索編纂せり。有名なる群書類從は即ち其一なり。爾來幕府の厚き保護を受け、塙氏の子孫世々其の所長となり、國學の發達に貢獻すること大なりき。

三、開成所

開成所

開成所は將軍家齊が文化八年、始めて淺草の天文臺中に翻譯局を置き、之を蠻書和解方と稱し、蘭學者大槻玄澤等をして、翻譯の事を掌らしめしに始まる。其の後、家定之を洋學所と改め、九段坂下に移轉し、翻譯の傍ら蘭學の講習を開始せり。越えて文久二年校字を一ツ橋外護持院、原に移し、洋書調所と改稱し、翌三年始めて開成所と稱し、蘭・英・佛・獨・露の諸外國語と共に諸種の科學を教授せしが更に二三の變遷を

其の他幕府の學校

經て明治二年大學南校と改め、醫學所と共に現今の東京帝國大學の前身を成せり。

其の他幕府直轄の學校には、醫學を教ふる醫學館及び醫學所、兵學を教ふる陸軍所及び海軍所あり。各地在勤の幕臣を教ふる爲には、甲府の徽典館、駿府の明新館、長崎の明倫堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等ありき。

第八節 藩學、郷學及び漢學塾

藩學

藩學は藩主の設立にかゝり、部下の藩士を教育する所にして、施設全國に普く、寛政以後最も隆盛を極め、其の數二百以上に達せり。多くは就學強制の制を布き、教科としては、儒學就中朱子學と武術とを併せ課し、後には洋學、國學等を加へたるものもあり。藩學中特に有名なるは名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島の

の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、米澤の興讓館、福岡の修猷館、岡山の花畠教場、會津の日新館、佐賀の弘道館等なりとす。

郷學 藩學の外に又各藩多くは郷學なるものを置く。こは藩主、藩士又は村民有志の設立に係るものにして、藩學と寺子屋との中間に位す。是に士人のみの教育を施すものと、士庶共に入學を許すものとの二種あり。多くの郷學中特に著名なるを、肥前の多久學校及び備前の閑谷學校となす。

漢學塾 漢學塾は儒者の私塾を開きて教授する所にして、是に浪人儒者の開ける者と、公職にあるものの餘暇を以て教授する者との二種あり。其の教育法は、全塾生一室に集まり、教師は上座に坐し、書を見臺に載せて講義し、生徒は其の下に居並びて聽講す。質問ある時は一人づつ師の前に出

漢學塾

欠

欠

の人、幼にして嚴正なる家庭教育を受け、後京都に出で、或老舗に奉公せしが、常に心を道德の研究に用ひ、年四十五の時、京都車屋町通に卜居し、始めて講席を開き、門扉に「何月何日開講、錢入り不申候。無縁ニテモ御望ノ方々ハ御通り御聽キ可被成候」と揭示し、少數の男女を集め、平易の言語、卑近の實例を以て道德の講話を始めた。時に吉宗の享保十四年にして、王陽明歿後方に二百年なり。

梅巖の弟子に手島堵庵及び慈音尼菴葭あり、堵庵の弟子には中澤道二あり。堵庵は京都の五樂舎に據り、道二は江戸の參前舎に據り、共に關の東西に於ける心學傳道の本山となれり。其の後布施松翁、脇坂義堂、柴田鳩翁等の諸大家出て、共に心學の擴張に力め、寛政の頃には全國に亙りて二百有餘の道場を有するに至れり。世に梅巖、堵庵、道二を尊んで

心學の隆盛

心學の三先生となす。

心學者の傳道は恰も宗教家の布教の如く、講演によりて衣食するにあらず、却つて自ら資を抛ちて之に當りしかば、事業に精神あり、活氣あり、徳川時代の後半に於て社會の教化に及ぼせる功績頗る多し。

心學道話講席の状態を明らかにせんが爲め、左に掲示の一例を示すべし。

一、御講釋定日。三日、十三日、二十三日、八つ時。

但し席の儀其節々御案内申候。

一、衣服。男女ともに手習、縫物などに御出の通り、ふだん體にて不苦候。

御はちりに不及申候。

一、聽衆の席は男女、間をへだて、女中の席には、すだれをかけ置申候間、御遠慮なく御出なさるべく候。

一、席料、香物、謝禮等一切うけ不申候。

一、御されあひ御無用、しづかになされ、御ちいささを御いたはり、先へ御つ

めあい、随分神妙になされ下さるべく候。

一、火の用心御願申候。以上。

第十一節 女子の教育

女子の教育法

徳川時代の女子は、多くは、幼少の時、寺子屋に入りて、初步の教育を受け、稍、長ずるに及び、家庭にありて調理、裁縫、機織等の婦功を學べり。されど中流以上の公家、武士の子女は、寺子屋に入らず、師傅を聘して讀書、作文、習字等を修め、且女禮、彈琴、薰香、生花等の高尚なる遊藝を學べり。而して此の風習は次第に下層社會に傳はり、百姓町人にても三絃を彈じ、手踊をなし、終には遊藝を學ばざるを以て無知よりも恥づべきことなりとなすに至れり。凡て女子にして漢書を讀み、詩を賦するは、極めて稀にして、知育は一般に甚だ疎んぜられたり。

女子教育の主義

教育の主義は全く儒教に基づけるものにして、中村惕齋の比賣鑑、藤井懶齋の婦人養草を始め、多くの女訓書は、儒教三従の道を以て其の中心となし、之を我が風俗習慣に應じて、多少取捨せるに過ぎず。女訓書の中特に有名なるものは、貝原益軒の著作なりと稱せらるゝ女大學にして、徳川時代の婦女子は凡て之を誦讀し、其の三従七去四行五病等の教は、深く女子の精神に浸潤して、之を支配せり。

第十二節 徳川時代に於ける教育法約説

目的と教材

教育の目的と教材 徳川時代に於ける幕府の學校及び藩學に就て見るに、何れも修身・治國の道を講ずるを以て、終局の理想となし、儒教の主義に交ふるに、武士道の精神を以てし、經學と武術とを以て二大教科となし、稀に神道及び國學を加ふ。實用上の知識に至つては一般に顧みられず、唯、僅

かに寺子屋に於て、其の一端を授けたるのみ。儒教の中、勢力ありしは、固より幕府の官學たる朱子學にして、左に示せる白鹿洞書院學規は最も廣く行はれたり。

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有親。

右五教之目、堯舜使契爲司徒、敬敷五教、即是也。學者學之而已、而其所以學之之序亦有五、其別如左。

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之。

右爲學之序、學問思辨四者、所以窮理也。若夫篤行之事、則自修身以至于處事接物、亦各有要、其別如左。

言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過。

右修身之要

正其義、不謀其利、明其道、不計其功。

右處事之要

己所不欲、勿施於人、行有不得、反求諸己。

教育の方法

*藝文第六年
第五十六號

右接物之要

凡所學問思辨而得之者、又皆必踐其實而不爲空言矣、是五者之序也

教育の方法 教育の方法は一に躬行實踐を旨とし、精細なる目を立つるもの少し。故に益軒を除きて、他に系統的に之を論述せるものなしと雖も、自然の間に行はれたる一般的傾向は之を認め得ざるにあらず。小西重直氏はかゝる方法として、左の五種を數へたり。

一、努力的教法 克己の徳は儒教の根本精神なり、努力實行、死而後己の意氣を鼓舞し、課學に當り、苟も坐位を亂し、或は惰容を示す如きは、學に専らならざるものとして、之を戒め、師道最も嚴肅なりき。

二、直觀的教法 躬を以て弟子を率ゐ、模範による自然の感化を尊べるは、當時の教育の一大特徴なり。但直觀的教法

が道德及び武藝の方面にのみ行はれ、知育の方面に及ばざりしは一の缺陷と言はざるべからず。

三、練習的教法 反復練習を重んぜること亦一般の傾向なり。益軒が「四書を毎日百字づつ、百べん熟誦して、そらに讀みそらにかくべし。字のおき所、助字のあり所、ありしにたがはず、おぼえよむべし。」(和俗童訓三)といへるは其の一例なり。されど其の練習が多く記誦の末に走りしは遺憾なしとせず。

四、自學的教法 博學、審問、慎思、明辨、篤行の五者は、爲學一般の順序にして、我が國に行はれたる最初の教授段階とも稱すべし。中にも慎思明辨の二者は、自ら思索し工夫する段階にして、自學の旨義最も明らかなり。是を西洋に發達せる教授段階に比し、説く所精ならざれども、精神に至りては、敢へて劣る所あるを見ず。

五、個性的教法 個性的取扱の必要は徳川時代に於ける多くの教育家が特に注意せる所にして(第三節)當時の教育が凡て個別式なりしは、一層其の實行を容易ならしめたり。以上諸種の教法は西洋諸國に發達せる重要な傾向と暗合し、且殆ど之を網羅せり。凡そ道の説くべきもの、東西古今其の軌を一にす。我が國現時の教育を以て、單に海外思想の模倣の如く傳ふるは、偏せりと言はざるべからず。

第二篇 歐米の教育

第一章 希臘の教育

第一節 希臘教育の特質

希臘人の性向
 文化の源流 希臘は地中海上の一小半島にして、海岸屈曲多く良好なる港灣を有し、天候快適、風光明媚にして、山岳各所に亙り、國內を幾多の小邦に區分す。故を以て希臘人は夙に美を愛し、自然を楽しむの性向を有し、且獨立自由の思想に富み、古代に於て最も發達せる文化を成せり。歐洲の文化は、哲學たると科學たると、將た美術たるとを問はず、悉くの其源流を希臘に發す。

希臘教育の理想
 教育の理想 希臘の教育は、人類固有の諸性能を圓滿に、調和的に發展せしめ、個人の完成を圖るを以て、其の任務と

なし、是が爲に身體を鍛鍊する體操と、精神を修養する音樂との二大教科を課せり。されど、希臘人は又夙に、個人と國家との密接なる關係を認め、個人は國家の一員として始めて價值あるものとなし、一面に於て個人の自由なる調和的發達を圖ると共に、他面に於て國家有要の公民を養成するを以て、教育終局の理想と認めたり。凡そ希臘教育は、其の通有性として如上の特徴を有したれども、以上兩面の理想中、何れに主力を注ぐかにつきては、邦によりて多少趣を異にせり。今左に二個の代表者たるスバルタ及びアテネに於ける教育につきて、其の梗概を述べんとす。

一、スバルタ

スバルタはドリア種族の代表者にして、イオニア人の代表者たるアテネと著しき對照を示せり。其の教育法は、紀元

スバルタの教育

前八百二十年頃リコルゴスが、僅少のスバルタ人を以て、多數の土人及び奴隸を支配せんが爲に制定せる憲法に基づき、尙武の精神を以て一貫せる極端なる國家主義なり。

兒童の始めて生まるゝや、國家は其の健否を檢し、身體薄弱なるものは生存を許されず、其の七歳に達せるとき、之を家庭より奪ひて共同教育所に入れ、専ら身體の練磨と、士氣の養成とに力めたり。其の方法は粗衣粗食に慣れ、飢渴を忍び、極めて嚴格なる規律の下に、質素克己の生活をなし、學科としては體操を主とし、之に音樂を併せ課したり。斯くて十八歳に至れば、兒童組を脱し、青年組に入りて軍事教育を受け、三十歳にして成人となり、始めて家庭を作せり。女子もまた男子と同じく、嚴格なる教育を受けたれば、忠勇義烈の精神に於て、敢へて男子に譲らざりき。一婦人が其の子の出陣

に際し、自ら盾を取りて之を受け、勝ちて持歸れ、然らずんば之に乗りて歸れ。」と戒めたるは普く人の知る所なり。スパルタの教育は斯く尙武に偏せしを以て、學問・藝術等、精神的財産に於て見るに足るもの尠し。世に希臘の文明と稱するは、多くアテネの文明なり。

二、アテネ

アテネの教育

アテネの教育はスパルタに反して、寧ろ調和的發達の一面向を重視し、其の理想は、自由と知識と、審美とにあり。教育の方法は、紀元前五百九十四年ソロンの立てたる憲法に基づける者にして、スパルタの如く國家に於て之を成さず。國家は唯、父母に子女教育の義務あることと、體操及び音樂の教授を受けしむべきこととを命ずるのみにして、細節に至りては之を家庭に一任せり。一般に兒童七歳に達するや、私立

希臘の音樂學校
校(シイレにて發見せる杯の模倣)
右端にあるは教僕、一人の生徒は希臘の詩を、他の生徒は音樂を學ぶ。



の體操學校及び音樂學校に入り、體操・音樂・文法科等を學び、同時に教僕Paedagogusの監督の下に置かる。教僕は多く奴隸にして、常に兒童に伴なひ、之を保護すれども、自ら教授することなし。十六歳、教僕の手を離れ、國立の體操場に入りて武藝を練習し、上流社會のものは更に進んで高等なる教育を受け、二十歳始めて士班に列す。女子の教育は注意せられず。却つて學問は其の淑徳を害ふものなりと信ぜられ、常に深閑に養はれたれば、身體虛弱にしてスパルタ婦人の強壯剛健なるに及ばざること遠し。

教育家としてのソクラテス

第二節 希臘の教育家

一、ソクラテス

ソクラテスは紀元前四百六十九年、アテネ市に生まる。父は彫刻家にして、母は産婆なり。支那の孔子に比すべき大道徳家、大教育家にして、道徳の改善、眞理の普及を以て、其の任となし、此の高尙なる職務の爲に、紀元前三百九十九年死刑の宣告を受け、獄中に於て、從容毒を仰いで死せり。氏は知行合一説の唱導者にして、思へらく、悪行は無知の結果なり。眞に善を知らば必ず之を行ふべし、何となれば善は必然に幸福を伴ふものなればなりと。斯く氏は道徳を知識の上にて建設し、知識によりて道徳的生活を改良せんとしたるを以て、市場、公園等到處市民を捉へて、人生上の談話を試み、之によりて知見を開發し、道徳の改善を圖るに力めたり。

知行合一説

ソクラテス法

ソクラテス法 Socratic Method

知見の開發につきて、氏は獨特の方法を用ひたり。所謂ソクラテス問答法として後世に推獎せらるるものにして、反語法及び産婆法の二個の方面を有す。反語法とは、茲に一問題あり、對者若し之を知れりとの風あるときは、順を追うて種々の反語的發問を試み、終に對者をして自己撞著に陥らしめ、其の無知なることを悟らしむるものにして、消極的方面なり。斯くて對者が自ら無知無識なるを曉れるに乗じて、再び積極的發問をなし、歸納的に對者の知識を導き、個々の經驗より發して、眞正の概念、定義に誘致す。産婆法是なり。當時詭辯學徒なるものあり、眞理に一定の標準あることなく、人は萬物の尺度なり。と説き、危険の思想を流布しけるが、ソクラテスは極力之に反對し、凡ての人に共通し、萬人共に守るべき道徳の大法あるを示し、道徳上確固

不動の概念を定立するに力めたり。後世氏を以て「道德の發見者」となすの意茲に存す。

二、プラトーン

プラトーンの傳記

プラトーン は紀元前四百二十七年アテネに生まる。二十歳ソクラテスの門に入り、其の教を受くること八年、後政治に志せしも、不幸にして其の意を果すを得ず。紀元前三百八十七年頃より、アテネの近郊アカデミーに學校を開き三百四十七年死に至る迄育英に従事せり。氏の學派をアカデミー派といふ。

教育の目的

一、教育の目的 氏の説によれば、人の精神に理性・氣力・欲望の三要素ある如く、國家にも亦理性に相當する支配者、氣力に相當する軍人、欲望に相當する生産階級あり。而して個人に於ては上の三要素に應じ睿智・勇氣・節制の三徳あり、三者相調和する所に正義の徳ある如く、國家の各階級亦各、其

教育の方法

の本分を守り、自己の職分を果すときは終に國家としての正義を實現することを得。故に教育は社會の各員をして己が階級に應じたる發達を遂げ、相協力して國家最高の徳たる正義を實現するに至らしむるを以て其の目的となさざるべからず。

二、教育の方法

兒童生まれて三歳に至る迄、主として其の身體に注意し、三歳より六歳に至る間は、遊戯によりて身體及び精神の發達を計り、且適當なる童話を授け、六歳以後を以て學校教育の期間となす。凡て學校教育にては、男女を分離し、十歳に至る迄、體操を、十歳以後讀方及び書方を、十四歳より十六歳に至る迄、音樂を授く。音樂教授の價値は善と美との正しき摸倣にあり、娛樂は其の目的とする所にあらず。十六歳以後算術・幾何・天文學・音樂等の科學的陶冶を施し

中にも最も數學を重んじ、十八歳以後二十歳に至る迄、軍事的教練を施し、特に學術に秀づるものは、三十歳に至る迄一層深き科學的修養を受け、少數の優秀者に限り更に五個年間哲學を學び、政事家としての素養を確立す。凡て一國の政治は哲學者の手にあり、國家一切の活動は哲學者の支配に屬せざるべからず。

要約

三、要約 教育の目的及び方法を系統的に論述せるはプラトーンを以て嚆矢となす。彼は始めて國家主義の教育を唱へ、教育の順序を兒童の發達に順應せしめ、殊に三歳乃至六歳の幼兒の教育を、遊戯を中心として行はんとせる如きは、フレイベルの幼稚園の思想に頗る相似たるものあり。其の著「共和國」は長く重要な教育的文獻の一に數へらるべきものとす。

アリストテレスの傳記

三、アリストテレス

アリストテレス Aristoteles は紀元前三百八十四年希臘の一植民地スタギラに生まる。十七歳の時アテネに來りプラトーンの門に入り學ぶこと二十餘年、三百四十二年マケドニア王フィリポの招に應じ王子アレキサンドルの師となり、王即位の後アテネに歸り、著述に従事すると共に育英の業に従へり。三百二十二年ユウポイアに歿す。學問頗る該博、近世の科學にして大凡其の源を氏に發せざるものなく、學術界の「歷山大王」と稱せらる。其の學派を逍遙學派と呼ぶ。

教育の目的

一、教育説 氏の説によれば、人生の目的は幸福にあり。而して幸福は人類に特有なる理性の合理的活動によりて得らる。されど人は本來社交的動物なるを以て、理性の活動は社會的、國家的生活に於て始めて之を實現するを得べし。是の故に國家は自ら其の國民を教育し、教育によりて以て個人及び國家の幸福を増進することを計らざるべからず。即

教育の方法

ち氏にありては、教育は政治學の一分科にして、教育は個人及び社會の幸福を進むるの術と見られたり。

兒童生まれて五歳に至る迄、主として遊戯によりて心身の發達を計り、爾來二年間、將來學ばんとする諸藝を傍觀せしめ、七歳以後始めて公共教育を受け、體操・音樂・讀方・書方・圖畫等を學ぶ。氏は又道德教育に於て習慣の必要なことを説き、德育上正しき知見を與ふる事の外に、行爲の反復練習により、節制・勇氣・從順等の諸徳を體得せしむべきことを主張せり。

二、要約 アリストテレスの教育説は、其の後世に及ぼせる影響は、プラトーンに及ぼさること遠し。されど氏が集成組織せる諸種の科學は、小亞細亞を経て、羅馬に傳はり、後亞刺比亞語に翻譯せられて、サラセン帝國に普及し、中世紀

の後半歐洲に逆輸入せられ、歐洲文化の源流を形成せり。

第二章 羅馬の教育

羅馬の特質

羅馬は紀元前七百五十三年伊太利のチベル河畔に國を建て、次第に版圖を擴め、終に一大帝國を成したるものにして、其の人民は愛國心と正義の精神とに富み、領土の安全と擴張とを以て、自己の天職となし、頗る實際的の傾向を有したり。

希臘より羅馬に入るは、例へば詩篇を閉ぢて散文を繙くが如し。羅馬の教育は、國の法律に従ひ、名譽を尊重し、愛國の精神に富み、且質樸剛健なる公民を作るを以て其の目的となしたれば、軍事・法律・修辭法等の各方面に於て著しき發達をなし、之を希臘の美的、理想的なるに比すれば大に實際的

羅馬各時代に於ける教育の特徴

現實的なるの特色を有す。唯、其の國家主義なるの點に於てのみ兩者相一致せり。

羅馬の教育は王政時代、共和政時代及び帝政時代に於て、多少其の趣を異にせり。殊に紀元前百四十六年希臘を滅ぼすや、希臘の文明は懸河の勢を以て羅馬に侵入し、大に教育の面目を改めたり。されど一言にして之を蔽へば、共和政時代以前は、嚴格なる軍隊的組織に於て、スパルタに類するものあり、帝政時代は、文學、修辭を重んじて、アテネに髣髴たるものありといふを得べし。

希臘文明移入以前の教育

初期の教育と家庭

希臘文明移入以前に於ける羅馬の教育は、主として家庭に於て施されたり。羅馬の家庭は一夫一婦の制行はれ、其の婦人は氣品甚だ高く、家父は絶対の權力を有し、子女の生殺すら其の掌中にあり。家庭の教育は、主

希臘文明移入以後の教育

として母之に當り、從順、謙遜、敬虔、忍耐、勇氣、誠實、眞面目等の諸徳の養成に力を注ぎ、殊に父母は子女の愛國心を鼓舞せんが爲に、常に偉人の事蹟及び戰爭の物語をなし、宴會等の席に於ては、長者、偉人の傳記を演述し、兒童をして、讚美の歌を誦はしむるを例とせり。教授は體操の外、讀書、習字をも課し、羅馬最古の法典十二銅盤法を誦せしめたり。學校は紀元前五世紀頃より存在せしも、凡て私立にして、政府は毫も之に關せざりき。

後期の教育

希臘の文明羅馬に移入せらるゝや、次第に羅馬固有の家庭教育の美風を銷磨し、終には兒子の教育をもアテネに倣うて乳母、教僕等に託するに至れり。彼の大力ト一の如きは、極力之に反對せるも、一世の風潮復た如何ともする能はず、希臘的の修養次第に全國を風靡せり。

羅馬の學校
左方 學習(ポン
ペイにある繪畫よ
り)
中央 演述(ロー
マの石棺より)
右方 課罰(ヘー
クレ・ネウム市に
ある繪畫より)



當時學校に初等學校・文典學校・修辭學校の三種あり。初等學校は六歳乃至七歳の兒童を收容し、頗る嚴格なる訓練の下に、讀書・算術等の初步を學ばしむ。斯くて十二歳に至るや、文典學校に入りて、希臘語・拉丁語・修辭・法律・音樂等を學び、十五六歳にして修辭學校に入り、主として修辭につきて研究せり。中にも修辭は政治・法律の社會に活動するに於て必要の術なれば最も羅馬人に尊重せられ、羅馬第一の教育家たるクインチリアヌス(三五〇年?)亦紀元六十八

Quintilians

年頃羅馬に修辭學校を開き、専ら修辭の術を教へたり。

第三章 基督教と教育

教育家としての
基督

基督は猶太の人、紀元前四年を以てガリラヤ州のナザレに生まる。父をヨセフ、母をマリヤといふ。始め豫言者ヨハネの教を受け、年大凡三十にして布教の途に上りしが、其の高き人格と熱心とは到る處偉大なる感化を與へたり。後三年ユダヤの僧侶の訴ふる所となり、年僅に三十三(?)にして十字架上に磔殺せられたり。基督は其の言行に於て、其の全生活に於て、實に人類の大教育者とも稱すべく、人格的感化の千古に卓越せるは固より、其の教育法亦實に巧妙を極めたり。史家シュミット曰く、基督は自己の實例と教訓とによりて教育學の永遠の原理を與へたりと。

基督教の人世
に及ぼせる影

人は凡て神の子にして、神は人類救済の爲に全世界を創造し、且之を攝理するものなり。されば人は其の誠意を致して、神を敬し、同胞を愛し、自己の罪惡を悔い、以て永遠の救済を求むべし、とは基督教の中心思想なり。即ち教義の根柢を愛に置き、救済の方法を信仰に求め、愛と信仰とによりて、天國に於ける永劫の生活に入らんとするものにして、其の教や出世間的なり。斯かる思想は人世の各方面に對して大なる變動を起しけるが、今其の中主要なるものを擧ぐれば、

- 一、人は凡て神の子として、平等の權利を有することを認め、從來の國家主義は個人主義に變じ、
- 二、階級の差を破碎し、奴隸の價値を認めて、四海同胞の人道主義、世界主義を現出し、
- 三、婦人の地位を高め、夫婦同權となして、古代の家長權を

否認し、神の賜たる兒童を教育するを以て、父母の神聖なる義務となして、著しく家庭の品位を高め、

- 四、從來の現世主義を改め、現世を以て未來の生活の準備となし、
- 五、靈と肉とを分かち、靈を尊び、肉を卑し、精神を清淨にせんが爲に、却つて身體を苦しむるに至りしこと、

等是なり。而して以上の特質は中世以後の教育に至大の影響を與へ、教育の目的、教材及び方法を全然一變せしむるに至れり。歐洲に於ける基督教の感化は之を支那の儒教に比すべく、希臘の思想と相並びて、近世文明の二大源泉たり。

第四章 中世の教育

第一節 中世教育の特質

中世教育の特質

中世教育の特質 中世の教育は主として宗教的精神の養成の爲に行はれたり。希臘及び羅馬にありては、國家的精神の涵養と、市民生活に必要な知識・技能の收得とは教育の第一任務たりしが、基督教の宣傳は自ら人々の人生觀に一大變動を起し、現世の生活を以て未來生活の準備と見、現世の禁欲的生活によりて天國に於ける永遠の救済を求めんとするに至り、之に伴なうて教育も亦全く市民的生活を離れ、ひたすら未來生活の準備の爲に行はるゝに至れり。希臘羅馬時代の國家的精神に代ふるに、宗教的精神を以てし、知的・美的の教育に代ふるに、道德的教育を以てし、禁欲主義の生活によりて、精神の救済を希求することは、實に中世の教育を貫ぬく主要なる傾向なり。此の點に於て中世の教育は之に先だつ希臘羅馬の教育及び其の後に來る近世初期

中世の區分

の教育と全く其の面目を異にせり。

中世の區分 中世の教育は通常之を二期に區分す。第一期は北方ゲルマニ民族が基督教の感化を受け、次第に野蠻の風習を脱する時期にして、第二期は第十二世紀以後ゲルマニ民族が其の獲得せる文化を利用し、轉じて政治的・社會的の活動を開始し、教育の改良を企てたる時代なり。中世によりて古代及び基督教の文化は、ゲルマニ民族に傳はり、ゲルマニ民族固有の活氣を加へ、以て近世に推移せり。

第二節 第一期の教育

基督教の傳播する從ひ、其の教育を施す學校亦次第に勃興せり。紀元二世紀に於て、已に、アレクサンドリアに問答學校あり、四世紀の終に至る迄、基督教的教育を施せしが、五六世紀の頃より、各本山に於て、僧正監督の下に本山學校なる

基督教の學校

もの起り、又第六世紀以後、各地に僧庵學校設立せられたり。是等諸種の學校中特に中世教育の中心をなすものを僧庵

學校となす。

僧庵學校 僧庵とは宗教的生活に入らんと固き決心を有するもの相集まり、極めて嚴格なる戒律の下に禁欲的生活を爲す場所にして、僧庵學校とは斯かる僧庵に附屬せる學校なり。始め伊太利のベネデクト(St. Benedict)(四八〇—五四三年)は紀元五百二十九年カシノ山中に僧庵を建設し、其の戒律に於て、閑散は精神の大敵なり。との原則により、一日少くも七時間



僧庵學校の圖
(千四百九十七年の彫刻より)

僧庵學校

なし、二時間は讀書を爲すべきを定め、少年教育の端を開きたり。これを僧庵學校の起原となす。

僧庵學校は始めは僧侶たるべきものみの入學を許したりしが、後内典外典の制を分かち、外典に於ては一般俗人の教育を施すことせり。教師は凡て僧侶にして、學科は諸誦によりて、文法、文學を含む、修辭、歴史を含む、論證法(以上三學)、音樂、算術、幾何(地理を含む)、天文、物理を含む(以上四術)の七自由科を授け、獨身貧困服従の三者を徳育の主眼點と定め、頗る嚴格なる訓練を施せり。僧庵にては又作業の一部として多くの古典を蒐集書寫し、典籍の保存に大なる功績ありき。

僧庵學校は次第に英、佛、獨、埃、伊の各地に擴まり、第八世紀より第十世紀に至るの間に於て全盛に達せり。殊に第八世紀に於てカロロ大帝は意を教育に用ひ、羅馬及び基督教の文化を北方に移植するに力め、英國の僧アルクインを聘して、寺院及び之に附屬せる學校を改良し、其の發達を計りし

カロロ大帝

が、爾來其の業を紹ぐものなく、第十一世紀に及び教育は著しく衰退せり。

第三節 第二期の教育

第二期の特質
 是より先、亞刺比亞に於て、教祖ムハメッド(五七〇—六三二年)四隣を征服し、希臘及びアレクサンドリアの學術を移入して、諸種の科學を研究したりしたため、教化大に擧がり、西班牙のコルドヴァ、小亞細亞のバクダード等の學校は一時文明の中心となるに至れり。こゝに於てか、歐洲諸國より留學するもの甚だ多く、爲に宗教と離れたる世俗的科學の北方に紹介せらるゝあり、加ふるに、他方に於ては十字軍の遠征により、歐洲人の眼光著しく擴大せられたるを以て、彼等は最早從來の僧庵學校に於ける出世間的教育を以て満足すること能はず、次第に現世的傾向を加へ、武士の教育、市民の教育、大學

の教育等其の間に起れり。第二期の教育は純然たる中世的の教育より、近世の教育に移る過渡期と稱するを得べし。

武士の教育

一、武士の教育 武士の教育は高尚勇敢なる人格を有し、神を敬ひ、君に仕へ、貴婦人に侍し、弱者を保護し、武士としての本務を盡くすに至らしむるを以て其の目的となし、婦人を尊び、武藝を重んずる點に於て、從來の宗教的教育と異なり、其の教育は最も活潑にして、且社交的、世俗的なり。武士の教育を受くるものは、専ら貴族の子弟にして、七歳、武士の家に預けられ、貴婦人の扈從として、行儀作法を見習ひ、生長と共に種々の武藝を練習し、二十一歳にして嚴肅なる儀式の下に、寺院を衝り、不正を撃ち、僧侶を尊敬し、婦人及び貧しきものを保護し、國家の平和を保持し、同胞の爲に血を流すを辭せざらん。との誓を爲して、始めて武士の列に入る。知的教育は多く顧みられず、却つて讀書は女子的なりとして輕んぜられき。

二、市民の教育 十字軍の結果、商工業次第に發達し、市民の地位及び勢力揚がるに從ひ、自然に其の實際生活に必要な教育を施す市民學校の設立

市民の教育

大學の起原

を促せり。市民學校に二種あり。一を國語學校といひ、他を拉丁語學校といふ。前者は讀書習字・算術及び信書の往復等、主として日常生活に必要な事項を授け、後者は拉丁語を主とし、加ふるに讀書・文法・宗教・讀美歌等を以てせり。

三、大學の勃興　大學は其の源を純粹に科學を研究せんとする學者の會合に發し、本來、教會及び政府と何等の關係を有せざる自由の團體なりしが、次第に發達するに従ひ、王侯の保護の下に、種々の特權を享受するに至れり。教科は通常、神學・法學及び醫學の三科に分かれ、其の下に七自由科及び哲學を教授する豫備科あり。サレルノ大學・ボローニヤ大學・パリ大學の三大學最も早く創設せられ、何れも十二世紀(オクスフォード大學・ケンブリッジ大學等之に次ぐ。

第五章 第十五・六世紀の教育

第一節 文藝復興と人文主義

文藝復興

文藝復興　文藝復興とは希臘羅馬の古文藝を復興す

Rennaissance

るの義にして、十四世紀より、十六世紀に至る一大運動なり。文藝復興の動機は、中世の後半以後、人智の進歩に伴ひ、自ら、宗教の束縛を脱し、自由なる研究をなさんとの氣運の勃興せるによるものにして、其の端を上古羅馬の遺風多き伊太利に發す。伊太利の文學者ダンテ(Dante 一二六五年)ボカチオ(Boccaccio 一三三五)及び人文學者の模範と稱せらる、ペトラルカ(Petrarca 一三七四年)等は、夙に十四世紀に於て、古學の研究を唱へけるが、恰もよし、紀元一千四百五十三年、東羅馬帝國はオスマンリトルコ人の爲に滅ぼされ、多くの古典學者の難を伊太利に避くるあり、伊太利の都市、亦能く其の保護に力めしかば、伊太利は終に古文藝復興の中心となり、英・佛・獨の各國より來り學ぶもの甚だ多く、加ふるに、印刷術の發明は思想の普及に一層の便宜を與へ、復興の氣運は終にアルプ山を越え

人文主義

て、北歐にも彌蔓するに至れり。文藝復興に與りし人々を人文派と言ひ、其の主張を人文主義HUMANISMといふ。

人文主義 人文主義は宗教の爲に教育を施せる中世の傾向に反對し、教育の目的は人格の自由なる發達にありとし、其の方便として古典を採用せり。即ち古典の研究により、希臘時代の精神を復興し、希臘の精神に基づきて、人格を完成せんとは、其の最初の主張なりき。然るに十六世紀に入る頃より、次第に、嘗て手段となせるものを目的となし、古文學の研究其の者を究竟の理想と定め、古語の中につきても、特に拉丁語を重んじ、其の教育は古語の練習に偏するに至れり。是より以後、古語の研究を偏重する教育を一般に人文主義といふ。

人文派の教育家

北方の人文主義者中、特に秀でたるはエラスムスERASMUS(一四一七—一四六六)

第十五世紀の學校(千四百九十三年出版書籍より) 教師と生徒は着座し、前方に於て助手(左方)は幼年生(右方)は問答し、透明な角版を表面とせる入門書なり。Silentiaの義とは「静肅」の義なり。



五三)にして、南方即ち伊太利の人文派にては、ヴィトリノ、ダ、Vittorino フェルトレFeltre(一三七八—一四四六年)を推すべし。其他西班牙のヴィーヴェスVives(一四九二—一五四〇年)及び英國のアスカムAscham(一五一五—一五六八年)等亦著名なり。

人文主義と學校教育 人文主義は初等教育につきては、未だ何等の施す所なかりしも、中等教育の内容に關して、著しき變動を促し、獨逸に於ては從來存在せる中等學校を變じて、文科中學校(第十節)となし、英國にては十四世紀以後徐々に創立せられたる公衆學校(第八章)の組織を改め、其の他到る所に影響を及ぼし、十九

世紀に至る迄、歐洲中等教育の主潮をなせり。

第二節 宗教改革と新教の教育

宗教改革

寺院の腐敗、僧侶の墮落は中世に於て已に反抗の聲を擧げ、英國のウイクリフの如きは、夙に第十四世紀に於て宗教改革を主張したりしも、未だ成功するに至らざりしが、文藝の復興に伴なふ自由討究は、益々ローマ教會の教權に對して疑を抱くに至らしめ、改革の氣運次第に熟し來れり。果然千五百十七年マルチン・ルーテルが贖罪符を難ずる九十五箇條の檄文をウイテンベルヒの寺門に掲ぐるや、宗教改革の火燄大に擧がり、歴史は茲に回轉して眞の近世的生活に入れり。

新教と教育

新教と初等教育 宗教改革の精神はローマ法王を以て神と人との媒介者となすに反し、(一)人は信仰によりてのみ

神の國に生まるゝことを得、(二)聖書は直接に吾人に神の道を示すものなり。との二大主義に基づき、毫も羅馬教會の教權を認めざるにあり。即ち新教は人に許すに自由なる討究を以てし、人に負はずに自治の責任を以てし、從來外面的なりし信仰を以て、切實なる内面的の者となせり。斯く人々各自己の信仰に對して責任を有し、而して信仰の根原は聖書にありとせば、一般人民に對して最も必要なるは聖書の研究にあり。宗教改革は先づ一般人民の精神改造より始めざるべからず。是に於てか、宗教改革家は何れも意を教育に用ひ、普通教育は新教徒の力により、始めて其の基礎を置かれたり。

新教の教育家

新教の教育家 宗教改革家として特に著名なるは、ルーテルの外に、瑞西のツィンゲリ(Zwingli) (一四八四—一五三一)年、佛蘭西のカルヴ(Calvin)

イン(一五〇九)あり、ルーテルの協力者にして、獨逸國の教師と尊ばれたるメランヒトシ(Melancthon)(一四九七)あり。是等の人々は何れも宗教改革者たると共に、人文學者にして、同時に又教育者として名あり。

ルーテル Martin Luther マルチンルーテル(一四八三)は獨逸のアイズレトベンに生まる。幼にして頗る嚴格なる家庭教育を受け、マグテブルグ及びナイゼナハの學校を経て、千五百一年エルフルト大學に入り、法律を學べり。後僧侶としての修養を積み、千五百八年ウイッテンベルヒの新設大學の教授となり、終に宗教改革の大事業を完成せり。

ルーテルと教育

ルーテルは普通教育の必要を力説せる第一人者なり。彼は千五百二十四年、獨逸各市の市長及び市會議員に告げて、基督教學校を設立維持すべきことを論ず。なる公開狀を發し、同三十年、兒童を學校に送るべき義務に就ての説教を出

教師としてのルーテル



し、凡ての兒童は男女を問はず、學に就くべきを論じ、始めて強制教育を主張せり。教科に於ては最も宗教及び古語を重んじたれども、又歴史、辨證法、修辭、數學、唱歌、體操等の價值を認め、教師の職の高尙なることを説き、良教師の養成に力を用ふべきを唱へたり。彼は又自ら聖書の全部を標準獨逸語に翻譯し、千五百三十四年此の大事業を完成し、加ふるに大小二種の聖教問答、三十二章より成る讚美歌を編し、一般人民の宗教心養成につきて其の全力を傾注せり。

第六章 第十七世紀の教育

第一節 十六世紀以後に於ける教育の發達

中世的傾向 教權より自由に、神學より科學に、超自然より自然に移るは、近世教育の使命なり。されど斯かる使命は、固より一朝にして果さるべきにあらず。文藝復興及び宗教改革は上に述べたる如く、教育上幾多の貢獻をなしたりと雖も、尙未だ完全に中世的傾向を脱すること能はず。其の教育は新教に於ても、將た舊教に於ても、専ら古文藝を尊び、文法・修辭等を以て其の中心となし、教育の實權は依然として僧侶の手にあり、精神は近世的なれども、方法は依然として古語主義・宗教主義の舊態にありき。されば十六世紀の教育は大體に於て之を近代精神に基づける中世教育法と稱す

第十六世紀教育の特質

學術の進歩

ることを得べし。

學術の進歩 十六世紀以後に於て、學術は長足の進歩をなし、コペルニクス・ケプレルの天文學、ガリレイ・ニウトンの物理學、ハーヴェーの生理學、デカルトの哲學、ベーコンの歸納的研究法等相次いで起り、近世文化の地盤極めて鞏固となり。殊に歸納的研究法(論理學後篇第三章第一節參照)及び地動説の唱導(一五三〇年)亞米利加の發見(一四九二年)等は全く宇宙に關する中世の見解を破壊し、自然研究は日を追うて盛に、科學的實學的傾向は終に一世を風靡するに至れり。

新教育 學術の進歩は、引いて大なる影響を教育に及ぼし、實學的傾向は次第に古學の壘を壓し、從來宗教の爲に施されたる教育は全く現世的となるに至れり。名づけて新教育といふ。今、新教育の主要なる特徴を擧ぐれば左の如し。

學術の進歩の教育に及ぼせる影響

- 一、神學的・古典的なりし教育を實學的ならしめたること。
- 二、中世に於て輕んぜられし身體に注意するに至りしこと。
- 三、苛酷なる訓練を避けて、寛和なる方法を取るに至りしこと。
- 四、言語に代ふるに事物を以てし、語誦を棄てて直觀及び理會を尊ぶに至りしこと。
- 五、古語を排して、國語を尊重せしこと。

第二節 第十七世紀の教育家

一、新教育の首唱者

新教育の諸種の特質中、最も重要なるものは、其の古典偏重の人文主義に反對して、實學主義を高唱せるにあり。されど前者より後者に移る過渡期に於て、一方に於て實學主義

を主張すると共に、他方に於て、尙、人文的色彩に富める幾多の教育家あり、新教育への道は是等の教育者の開拓にかゝれり。而して新教育の首唱者が多く文學者たりしこと、猶文藝復興の大事業が文學者の手に始まれるが如し。

ラブレール

一、ラブレール(一五四八三年) 佛蘭西の醫師にして文筆の才

Rabelais

に富む。一篇の諷刺小説を著して、大に當時の教育が言語の

形式的練習に偏せるを攻撃し、宗教・道徳・科學及び身體の各方面に互る多方の陶冶を主張し、形式よりも、内容を重んぜり。されど彼が知識の内容となす所のものは、古典の中に存する内容的方面にして、自然界の研究よりも寧ろ書籍につきて學び得べきものたり。此の點に於て、彼は尙、人文主義の圈内にありと言はざるべからず。

二、ミルトン(一六〇八年) 英國の大詩人にして、「失樂園」の

Milton

ミルトン

著者なり。又、教育に對して興味を有し、自ら貴族の子弟を教育せる事あり。氏は其の著「教育論」に於て、教育の目的は、人をして戦時と平時とを問はず、公私の職務を正しく、敏速に、且雄々しく遂行し得るに至らしむるにあり。となし、是が爲には、従來の言語的教育に代ふるに、事物の知識を以てせざるべからざることを唱へたり。されど彼の所謂事物の知識が古典の内容的方面に過ぎざることラブレールに等しく、後世の直觀主義と相去ること未だ甚だ遠し。

モンテニウ

三、モンテニウ (一五三三—一五九二年)

佛國著名の論文家なり。氏

は教育の目的は文法家を作るにもあらず、又論理學者を養成するにもあらず、實に心身の兩面に互り、完全なる紳士を作るにありとなし。教授の方法に於ても、若し理解の伴なくば、知るとも何の效あるなし。とて、大に當時の注入教

ラトケ

授に反對し、古語よりも先づ自國語を學ぶべく、訓練は愛と威とを併せたる、嚴格なる寛和によるべきを唱へたり。

四、ラトケ(ラチヒウス) (一五七一—一六三五年)

以上の諸家は何れも

事物に關する知識の必要を説きたれども、未だ直接に自然の觀察を奨励するに至らざりき。眞に自然界の事物に眼を開き、ベーコンの歸納的研究法を採用して、經驗的基礎の上に教育を立てんと試みたるは、實にラトケを以て嚆矢となす。氏は一切の知識は目による外的直觀と、耳より入る内的直觀とに其の源を有する者なれば、先づ事物を直觀せしめ、然る後之が説明に及ぶべく、教授は凡て自然の順序に準じ、一時に一種の學科を授け、言語の教授は自國語より始めて順次古語に進むべしとせり。氏は實地の教育者としては大なる成功を見る能はざりしも、其の説はコメニウスの先驅

として特に注意すべきものに屬す。

二、コメニウス

コメニウスの傳説

傳記 ヨハン・アモス・コメニウスは千五百九十二年奥國モラヴィア州に生まる。實學主義を大成せる大教育家なり。幼にして父母を失ひ、家庭の不幸に遭遇せしかば、當時最も尊重せられたる拉丁語の如きも、十六歳にして始めて之を學ぶことを得たり。後ヘルボルン、ハイデルベルヒ兩大學に於て神學及び哲學を修め、學成りて和蘭に旅行し、歸國の後ブラウの學校長となる。時に千六百十四年な



コメニウス

り居ること五年、フルネクに赴き、新設の一學校長となり、傍ら牧師の職を兼ねたりしが、偶、三十年戦争の起るあり、フルネクは西班牙軍の爲に蹂躪せられしかば、悉く家財を失ひ、且新教徒たるの故を以て、宗教上の迫害を受け、國外に放逐せられたり。爾來諸方に流寓し、遂に波蘭のツサに入り、一文科中學校の教師となり、其の間に於てラトケ及びペーコンの書を研究

教育の目的

教育説

一、教育の目的

人生の究竟目的は天國に入り、神の世界に永久の幸福を受くるにあり。されど天國生活の準備は完全なる地球上の生活を措いて、他に之を求むべきにあらず

し、相次いで、**語學入門**及び**大教授學**を著せり。前者は最も廣く行はれたる拉丁語の教科書にして、後者は教育學を始めて系統的に論述せるものなり。是に於てか、氏の名聲は忽ちにして四方に轟き、英吉利、瑞典、洪牙利の諸國は、争うて氏を聘して、教育の改革を委託せり。名著**世界圖解**は其の洪牙利に滞在せる間に成れるものにして、千六百五十八年始めて刊行せらる。千六百五十四年再びツサに歸りしが、時に瑞典と波蘭との間、平和を失し、ツサは兵燹に罹り、再び悉く其の産を失へり。後、獨逸を経て和蘭に入り、千六百七十年アムステルダムに逝く。氏の一生は斯く諸種の迫害に充ちたれども、之が爲に少しも屈することなく、偉大なる性格は其の學説と相並びて永く史上に異彩を放てり。

知識・道徳及び敬虔

れば、教育は先づ人を導いて完全なる地球上の生活を営むに至らしめざるべからず。而して完全なる地球上の生活は(一)知識を開発して道理を辨別し、(二)道徳を實踐して萬物及び自己を支配し、及び(三)宗教を信仰して神の肖像となり、神

世界圖解第四十二圖(英譯より)内外の感覺につき英語と和語を對照しつゝ、説明せり。



XLII.
The Outward and Inward Senses.
Sensus externi & interni.
There are five outward Senses,
The Eye, 1. seeth Colours, what is white or black, green or blew, red or yellow.
The Ear, 2. heareth Sounds, both natural, Voices and Words; and artificial.
Sunt quinque externi Sensus
Oculus, 1. videt Colores, quid album vel atrum, viride vel caeruleum, rubrum aut luteum, sit
Auris, 2. audit Sonos, tum naturales, Voces & Verba, tum artificiales.

(53)
Musical Tunes.
The Nose, 3. scenteth smells and stinks.
The Tongue, 4. with the roof of the Mouth tastes Savours, what is sweet or bitter, keen or biting, sower or harsh.
The Hand, 5. by touching discerneth the quantity and quality of things; the hot and cold, the moist and dry, the hard and soft, the smooth and rough, the heavy and light.
The inward Senses are three.
The Common Sense, 7. under the forefront of the Head, apprehendeth things taken from the outward Senses.
The Phantasia, 6. under the crown of the head judgeth of those things, thinketh and dreameth.
The Memory, 8. under the hinder part of the Head, layeth up every thing and fetcheth them out: it loseth some, and this is forgetfulness.
Sleep, 9. is the rest of the Senses.
Tonos Musicos.
Nasus, 3. olfacit odores & foetores.
Lingua, 4. cum Palato gustat Sapoies, quid dulce aut amarum, acre aut acidum, acerbum aut austerum.
Manus, 5. tangendo dignoscit quantitatem, & qualitatem rerum; calidum & frigidum, humidum & siccum, durum & molle, laeve & asperum, grave & leve.
Sensus interni sunt tres.
Sensus Communis, 7. sub sincipite apprehendit res perceptas a Sensibus externis.
Phantasia, 6. sub vertice, dijudicat res istas, cogitat, somniat.
Memoria, 8. sub occipite, recondit singula & depromit: deperdit quaedam, & hoc est oblitio.
Somnus, est requies Sensuum.

の完全を代表するにありて存す。此の三者は天稟として何人も具有する所の者なれども、之を充分に發達せしめんに

直觀主義

は少年時代に於て、一に自然の法則に適合せる教育を施さんことを要す。

二、直觀主義 氏は教授の方法に於ては、なるべく事物により直觀的に教授すべきことを主張し、ベーコンの科學研究法を教育上に應用し、之を以て教育の一大原理となせり。其の著「世界圖解」は斯かる主義の本に成り、其の中には「世界に於ける主要なる事物及び主要なる職業の圖解と名稱」とを包含し、之によりて世界に於ける一切の事物を知悉せしめんとするものにして、教育上時代を劃するに足るべき好著述と稱すべく、後世幾多の繪入教科書の先驅をなせり。

凡ての學習の根柢は感覺的事物を明瞭に直觀せしめ、其の收得を容易ならしむるにあり。…豫め覺官に存せざる者にして知性に存するもの、一も是あることなし。されば覺官を練習して、自然界の事物を明らかに辨別

せしむるは、凡ての知識・能辯・裁智・善行の基礎なり。
「何ぞ死せる書籍に代ふるに生きたる大書籍(自然)を以てせざる。事物の影を棄て、事物其の物を少年の眼前に展開して、深く覺官及び想像に印銘せしむべし。教授は實物の觀察に始まるべく、決して言語的説明より入るべきにあらず。」

客觀的自然主義

三、客觀的自然主義 氏が教授上に於ける第二の功績は自然主義の唱導にあり。所謂自然主義とは自然界に行はるる諸種の法則を研究し、之を摸倣して教育を施さんとするものにして、之を客觀的自然主義といふ。曰く「技術は自然を摸倣するにあらずば、何事をもなすこと能はず」と。こはラトケの已に唱へたる所なるが、氏はラトケよりも更に精密に自然を觀察し、之に基づきて教授上諸種の法則を設定せり。

四、訓練 氏は又訓練を以て教育の重要なる要素となし、

「訓練なき學校は猶水なき水車の如し」といへる古諺を以て眞を穿てるものとせり。而して訓練の方法亦自然を以て模範となすべく、彼の太陽が(一)常に光と溫とを與へ、(二)時ありて風雨の威を示し、(三)稀に雷霆を加ふるが如く、教師は常に溫情を以て兒童を導き、不良なる兒童に對しては、偶、有力なる矯正法を施すことあるべきも、必ずや慈愛の精神に基づき、體罰は之を避けざるべからず。

學校系統

五、學校系統 氏は又幼兒期より成年期に至る期間を四期に分ち、各期に各特種の學校を配當して一の學校系統を案出せるが、こは宛然今日に於ける世界の學校系統を豫示せるの觀あり。即ち左の如し。

イ、母親學校(一歳—六歳) 各家庭に存すべきものにして、其の教育は兩親之を掌り、宗教、道德及び事物に關する知識の基

礎を與ふ。

ロ、國語學校(六歳—十二歳) 各町村に設置せらるべきものにして、國語算術測量初步唱歌宗教問答歴史地理及び諸般の技術を授く。

ハ、拉丁學校(十二歳—十八歳) 各市に設置せらるべきものにして、國語拉丁語希臘語希伯來語の四國語及び凡ての學術につきて深き知識を附與す。

ニ、大學校(十八歳—二十四歳) 各州又は各國に設置せらるべきものにして、學術の蘊奥を極む

五、要約 之を要するに氏は教育の目的に關しては、未だ中世以來の宗教的傾向を脱すること能はざりしと雖も、其の方法に於て、ベーコンの主義を適用し、教授上の改新を促せるの效頗る大なり。其の直觀主義はフランクケによりて、中

要約

ロックの傳記

ロ
ッ
ク

等學校に、ゴータ侯エルンストによりて、小學校に導かれ(本
章)
第四節及
び第六節) 始めて教育上の一大勢力となれるに至れり。

三、ロック

傳記 John Locke



近傍に生まる。父は法律家にして、革命戦争のときには議會軍の士官たりき。二十歳にしてオックスフォード大學に入り、神學を學びしも、後自然科學に興味を有し、又醫術をも學べり。千六百六十七年シャッパー伯爵の知る所となり、家庭教師及び顧問として聘せられ、知遇最も渥し。千六百八十二年伯が舊教徒の追窮する所となり、和蘭に逃るゝや、翌年從ふて同國に赴き、海牙に止まること六年、此の間に於て有名なる「人間悟性論」を著し、千六百九十三年には「教育思想」を出だせり。此の書は氏が家庭教師たるの間に於て得たる經驗に基づき、一貴公子の教育法を示したるものに過ぎざれども、

有益なる意見に富みたるを以て、大に歓迎せられ、ルソーを始め多くの教育學者に與へたる影響頗る大なり。歸國の後、居をエセックスに定め、千七百四年(益軒に先)此の地に歿せり。

教育説

教育の目的

一、教育の目的及び區分 教育の目的は紳士の養成にあり。而して紳士は健全なる身體と、道德と、知識とを兼ね具ふべきを以て、教育は之を分かちて體育、德育及び知育の三となす。中にも道德は紳士の有すべき第一の資格なれば、德育最も重く、體育之に次ぎ、知育は比較的輕視せらる。

二、體育 「健全なる身體に於ける健全なる精神とは語簡なれども、能く人世の幸福を言ひ盡くせり。」とは教育思想開卷の語にして、此の語にも明らかなる如く、氏は特に身體に注意して、鍛鍊主義の體育を鼓吹せり。教育思想の前半に於

て種々衛生上の注意を述べたる後、曰く、余が身體及び健康に關して論じ來れる所は、これを次ぎの數則に約することを得。即ち空氣運動及び睡眠を充分にし、淡泊なる食物を與へ、酒類等の劇しき刺激性の飲料を禁じ、衣服は狹窄若しくは溫暖に失せず、頭部及び脚部を冷かにし、特に足は冷水に慣れ、濕氣に浸さしむべし。」と。

德育

三、德育 精神の健全は徳の完成によりて得らる。而して徳の完成には意志の鍛鍊の最も必要なること、猶身體に於けるが如し。即ち凡ての徳の基礎は自己の欲望を否定して、理想の命ずる所に従ふにあり。されど克己の徳を養はんが爲に、過度の抑壓を加へ、體罰を課するときには害ありて益なし。須く兒童の名譽心に訴へ、體面を重んじ、自ら恥を知りて善に移るに至らしめざるべからず。次ぎに學校教育は同

知育

年輩の児童との交際により、多少児童をして活潑熱心ならしむるの效あれども、同時に悪友の感化により、野鄙無恥の弊風を得ること多きを以て、教育はなるべく善良なる家庭教師により、家庭に於て行はれんことを要す。

四、知育 氏は知育に於ても亦鍛鍊主義を保持し、多様の練習によりて、思考の習慣を得しむべしとなし、是が爲に諸種の教科中最も數學を尊重せり。されど、又他面に於て市民としての必要な知識を與へ、實用的人物を作ることゝ怠らず、教授の方法としては、なるべく児童の活動性を利用し、直觀に訴へ、極めて自由に遊戲的に教授すべしと主張せり。

五、要約 ロックの説は鍛鍊主義を以て一貫せるものにして、其の思想は史家ラウメルの言の如く、多くは自己の經歷より來れり。即ち醫師としての素養は大に體育に注意し

要約

て始めて秩序ある體育論を爲し、政治家としての生活、及び幾多知名の士との交際は、知識偏重の學者よりは、寧ろ體面を重んずるの紳士を養成せんとするに傾けり。氏は其の經歷・學說等に於て、我が貝原益軒に似たる所多し。

「讀むこと、書くこと、學ぶことは共に必要なれども、決して主要なる任務にあらず。徳高く、思慮ある人の、單に學識ある人に比して、遂に尊敬すべきは、何人も認むる所なるべし。」

「讀書を遊戯と感ぜしめよ。從來の児童が鞭によつて得たる所のものを遊戯によつて得せしめよ。重き作業と感ぜらるゝものを、児童の頭上に課する勿れ。こは児童の精神及び身體の共に耐へ得る所にあらず。」

「精神の勢力が困難に耐ふるにあること、猶身體に於けるが如し、自己の欲望を否定し、性向を支配し、理性の最善と認むるものに従ふは、實に凡ての徳及び價値の原理にして且其の基礎たり。」

「名譽及び恥辱の念は、精神に對する最も有力なる刺激なり。」

起原

第三節 舊教徒の教育

一、エスイタ派

一起原 エスイタ派は西紀千五百三十四年、西班牙の貴族イクナシウス・ロヨラ(Ignatius Loyola 一四九一—一五五六年)の創めたる舊教徒の一團體にして、宗教改革運動に反對して、舊教を保護し、教育によりて信仰の普及を計るを以て其の目的となす。千五百四十年、法王パウロ三世の允許を得て、始めて正式の團體となり、十七八兩世紀に互り、上流社會の教育に對して偉大なる事業を完成せり。

學校

二、教育の方法 學校は之を中學校に相當する普通部と、大學に相當する高等部とに分かつ。前者は更に之を五級に分ち、主として拉丁語及び希臘語を授け、後者は哲學を主とする哲學級と、神學を主とする神學級とに區分し、神學部

教育法

の卒業生は之を教師に採用せり。良好なる教師の養成に力を用ひたるは、此の派の特色にして、是れ實に教育上大なる成效を贏ち得たる一大原因なりとす。

生徒は之を幾多の分團に分ち、各分團相互に競争せしめ、又は能力相如けるもの二人づつを以て、一組の競争者となして、互に切磋せしめ、優者には、嚴肅なる儀式を以て、賞牌、賞品等を授け、競争心の利用によりて、知徳の向上を圖れり。教授は多く知らしむるよりも寧ろ僅少の材料を反復練習して、其心力を練り、訓練に於ては人格による感化を重んじ、當時濫用せられたる體罰は多く用ふる所なかりき。其の他體育に關しても又大なる注意を拂ひ、過度の勉學及び過度の節制を禁じ、必要なる睡眠時間を與へ、且水泳、騎馬、擊劍等を練習せしめたり。

效果

三、教育の効果 エスイタ派の教育に就ては、後世毀譽相半ばす。其の方法は上に述べたるが如き種々の長所を有すれども、又あまりに形式的、排外的なるの譏を免れず。生徒は凡て之を寄宿舎に收容し、全く外界との交通を絶ち、専ら宗教の爲に教育を施し、教權の下に束縛して、毫も個人の自由と創意とを認めざりしが如きは、其の一大缺點にして、文藝復興以後に於ける思想界の大勢に逆行せるものと言はざるべからず。

概況

四、概況 エスイタ派は單に歐洲のみならず、印度・支那米國等にも其の羽翼を擴め、長老フランシスコ・ザヴィエーの如きは我が國にも渡來し、其の結果、肥前の有馬、近江の安土、豊後の府内等に學林の設立を見るに至れり。千七百七十三年法王クレメンヌ第十四世により團體を禁止せられたる

頃には、七百二十八の各種學校を有し、中には二千人以上の學生を有するもの少からざりきといふ。其の勢力の偉大なりしこと推して知るべし。

エスイタ派は法王の禁令と共に、普魯西及び露西亞の二國を除く外、一時廢絶に歸せしが、千八百十四年を以て再興し、今尙活動を繼續せり。

二、ヤンセン派

起原

一、起原 ヤンセン派は佛蘭西の僧サンシラン(一五八一—一六四三年) Jansenists St. Cyran 及び和蘭人ヤンセン(一六三八—一六八五年) Jansen の共に創めたる舊教徒の一派にして、エスイタ派と等しく教育に對して種々の改良を企てたり。此の派の運動の中心は巴里のホール・ロワイヤールPort Royalists にありしを以て、又之をホール・ロワイヤール派と稱す。

三、教育の方法 學校は之を小學校と稱し、全兒童を二十

教育法

概況

名乃至二十五名、一教師の擔任兒童教を五六名に限り、特に個性に注意し、絶えず其の性行を監督せり。教授は先づ國語を授けて後拉丁語に移り、凡て已知より未知に進むるの原則に従つて、愉快に學習せしめ、最も兒童の理解を尊び、訓練に於ては兒童の敬虔心を養ふを以て其の眼目となし、訓戒を減じ、多く寛容し、且多く祈るを以て其の三原則となせり。

三、概況 ヤンセン派の教育法は、エスイタ派の意見に反するもの多かりしかば、其の強き反抗を受け、千六百六十年法王ルイ十四世によりて學校を閉鎖せられたり。千六百三十七年始めて學校を設けてより以來、活動の期間僅かに二十餘年、其の範圍は佛國の一小部に限られしも、教師には知名の士多く、教育上の學說に對する貢獻に至りては、却つてエスイタ派に勝るものありき。

敬虔主義

フランケの傳記

第四節 新教の教育—敬虔派

敬虔派とは、新教の次第に形式主義に陥れるに反對し、専ら敬虔なる信仰心を養成し、心情の陶冶によりて以て獨逸新教徒の精神生活を革新せんとする基督教の一派にして、シュペーネル(一六三五—一七〇五年)の唱導せる所に係り、ハルSpenerレ大學を中心として、十七世紀より十八世紀の前半に至る迄、盛なる活動を成せり。此の派の教育家中、最も有名なる代表者をアウグスト、ヘルマン、フランケとなす。

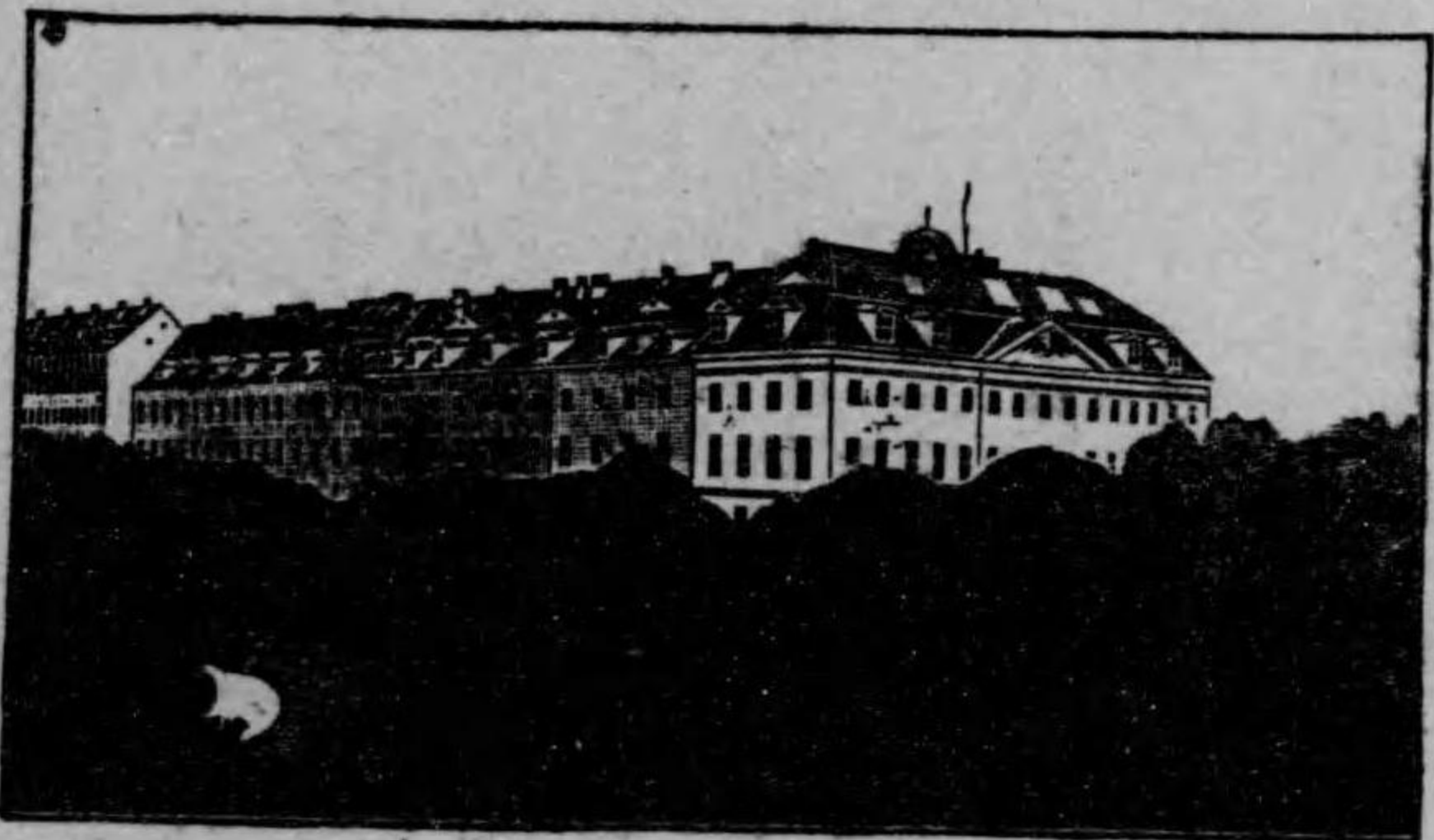
傳記 フランケは千六百六十二年獨逸のリップツに生まる。ゴータの學校を経て、エルフルト、キール、ライプツヒ等の諸大學に學び、業成りて後、ライプツヒ大學の教授となりしが、此の時シュペーネルに親炙し、其の感化を受けたり。千六百九十二年、當時新に設けられたるハルレ大學の希臘語及び東洋語の教授に擧げられ、同時に隣市グラウカに於ける牧師となりしが、是より以後死に至る迄大凡三十六年間、ハルレ市に滞在し、教育史

教育事業

上殆ど比類なき不朽の大事業を成せり。

教育上の事業

一、**學校の設立** 氏はハルレに於て、多くの學校を創設せるが、其の最初のものは貧民學校なりき。始め多くの貧民相集ひ、木曜日毎に寺院の前に立ちて恵みを乞へるを見て、同情の念禁ずる能はず、偶、門前に掲げたる慈善函に少許の喜捨あるを見て、大に喜び、之を資本となし、大學の貧學生を雇ひ、僅少の報酬を與へて一日貳時間宛孤兒を教授せしむ。これ即ち貧民學校の濫觴なり。爾來各種の學校を増設し、千七百二十七年、其の歿する頃には、學院内にベダ



フランケ學院

ゴギウム(貴族の子弟教育所)拉丁學校(中學校)市民學校(貧民學校)孤兒院及び其の他多くの附屬建築物を有し、生徒の數大凡二千三百人の多數に達せりといふ。フレンケ學院は今尚殘存し、大なる教育的事業を營みつゝあり。

二、**教員の養成** 貧民學校の教師として、大學生を雇聘せしことは、已に之を述べたり。而して其の事業の盛なるに伴ひ、別に教員養成所を設け、教員希望者をして、教授の練習をなさしめ、卒業後、學院の教育に従事せしめたり。是を獨逸に於ける師範學校の起原となす。

三、**實科の尊重** 氏は又其の教育に於て、宗教的情操の陶冶により、敬虔心の養成に全力を注ぐと共に、他方に於ては實地生活に必要な實科を尊重し、近世語及び科學の教授を奨勵し、植物園・理科實驗室等の設備をなし、始めて實學主

義を中等學校に移入し、獨逸に於ける實科學校の基礎を定めたり。

第五節 女子の教育—フェュロン。

女子の教育は從來一般に顧みられざりしが、フェュロン出でて「女子教育論」を出すに及び、始めて世の注意を引き、女子教育に一轉機を劃するに至れり。

フェュロンの傳記

傳記 フェュロンは千六百五十一年佛國フエムロン城に生まる。貴族の出身なり。二十四歳僧籍に入り、舊教の爲に活動し、傍ら貴族の子女を教育しけるが、千六百八十九年選ばれてルイ十四世の王孫教育係となる。後カムブレーの大僧正となり、千七百十五年病歿す。其の著「女子教育論」は、佛國に於て、始めて教育を系統的に論述せるものなり。別に又「テレマング」と題する小説を著せるが、こは少年の讀物として、後世廣く行はれたり。

教育説 フェュロンはヤンセン派の影響を受けたる教

女子教育説

育家にして、説く所我が貝原益軒に似たる者あり。氏は女子教育の本分を以て、宗教心た富める良妻賢母を作るにありとし、女子として特に勤勉、節儉、清潔等の諸徳の必要を唱へ、彼の多辯にして、虚飾に流れ、競うて流行に先んぜんとする當時の風潮を排斥せり。教授に於ては、宗教の外、讀方、算術等を課し、又趣味を高尙ならしめんが爲に、音楽及び圖畫を、家政を整理せんが爲に家事に關する事項を授くべく、なるべく強迫を避け、愉快に遊びつつ學ばしむべしとして、遊戯的教授を奨励せり。

フェュロンの意見は後マンツノン夫人 (一七六三—一七九一年) によ^{Maintenon}りて實地の教育に應用せられ、爾來長く佛國の女子教育界を支配せり。

第六節 初等教育の發達

十六世紀の小學校(當時の彫刻より)



新教の教育家が夙に初等教育に著眼したるは、前章説く所の如し。故に初等教育は、新教國たる獨逸に於て、先づ其の萌芽を發せり。即ち千五百五十年代の終より、所々に小學校の設立ありしが、千六百十年ワイマルは始めて強制教育令を布き、次いで同四十二年、ゴータ侯エルンストは、コメニウスの主義に則れる新教育令を發布せり。ゴータの教育令は實に獨逸現今の小學制度の基礎とも稱すべきものにして、就學の強制より、教科課程、教授の方法に至る迄、詳密に規定して、漏らす所なし。

師範學校の嚆矢

第十七世紀、ラサル以前の佛蘭西の學校(十七世紀の彫刻家ボッスの彫刻より)教師の手にせるは課節の用具なり



校を郷里ランスに開き、後年巴里にも之を設け、殊に巴里の

學級教授を始

師範學校には練習學校をも附設せり。之を世界に於ける師範學校の嚆矢となす。次ぎにラサルの事業として特筆すべきは、始めて學級教授の方法を用ひたるにあり。是より先き、教授は凡て個人的に行はれ、兒童は、一々教師の前に出てて學習するを常としけるが、基督學校同胞團體は、之に代ふるに學級としての一齊教授を以てし、教授上一大革命を促せり。

基督學校同胞團體は、千七百廿五年公式に承認せられ、爾來徐々に勢力範圍を擴め、北米、白耳義等の諸外國にも普及し、今尙盛に活動しつゝあり。佛國初等教育に於ける同團體の位置は之を中等教育に於けるエスイタ派に比するを得。

第七章 第十八世紀の教育

啓蒙時代の特

第一節 啓蒙思潮と第十八世紀の教育

宗教に代ふるに科學を以てし、古學を輕んじて實學を重んずるの傾向は、前章に於て已に之を見たり。而して此の傾向の最も高潮に達したるは、第十七世紀の末葉より第十八世紀に互れる時代にして、此の時代にありては、政治教育、宗教の各方面に於て、悉く從來の傳説を排し、盲從、盲信を厭ひ、全く新思想によりて自由に考察し、批評的に討究するの精神に充ちたれば、學者は此の時代を稱して**啓蒙時代**、或は一洗時代といふ。若し文藝復興期を以て古代に學ぶ少年期なりとせば、啓蒙時代は、之を從來の思想を疑ひ、之を一洗し、自ら獨立して思考する青年時代に比することを得べし。今啓蒙時代の特徵を擧ぐれば大凡左の如し。

一、合理的傾向 理性を以て人の人たる所以のものとな

し、傳來の信仰及び意見に對して、悉く其の理由を求め、自己の理會せざるものは、決して之を信ぜず、最も、自由なる獨立的思考を尊ぶ。

二、個人的傾向 國家、社會及び宗教團體に對して、個人の權利を主張し、苟も其の自由を束縛するものは、あくまで之を排斥せんとす。

三、實利的傾向 自己の利益を増し、幸福を増進するを以て、凡ての活動の目的となし、自然科學の研究によりて此の目的に到達せんとす。

而して斯かる思潮は、十八世紀の教育に大なる影響を及ぼし、其の結果、さしも全盛を極めしエヌイタ派の壘を破り、教育は、始めて全く教權を離れて自由となり、自然的、實學的なるを得るに至れり。ルソー及び汎愛派を此の時代の代表

フレデリキ大王と教育

第十八世紀に於ける獨逸の學校 (メッテンライテル氏の彫刻より)



的教育家となす。

第二節 フレデリキ大王と普通教育

普通教育が、獨逸を以て搖籃の地となせることは、已に之

を説けり。下つて十八世紀に入り、特に其の發達に功勞あるを、フレデリキ大王 (Frederick the Great 一七一二年) となす。王は啓學的精神に大なる同情を寄せ、屢、教育に對する意見を發表し、當時

の教育が器械的語誦に馳せたるの弊を攻撃し、知育に於ても、將た德育に於ても、正しき判斷の必要なる所以を論じ、教

育の中心を理性の活動に置きけり。

大王は初等・中等・高等の各教育の改善に向つて、盡くす所ありしが、中にも普通教育は其の主力を注ぎたる所なり。是より先きフランケの弟子ヘツケル(Hecker)(一七六八年)は、千七百四十七年、伯林に實科學校を設け、且師範學校をも附設しけるを、大王は之に保護を加へ、各地の學校は其の教師を茲に仰くべきを命じ、又七年戦争の終ると共に、千七百六十三年ヘツケルに起稿せしめたる地方學校通則を發布し、父王フレデリキ、ウイルレムが千七百三十六年に發布せる法令を改正して、就學義務を五歳より十四歳に至る期間となし、以て普魯西小學校の基礎を定め、國民教育によりて、國家及び一般人民の眞の幸福を増進せんことを計れり。

マリアレサと教育

フレデリキ大王の小學校令と相並びて著名なるは、奥國

女王マリヤ、テレサ(Maria Theresia)(一七七一—一七八〇年)の發布せるものなり。令は千七百七十四年「男女の教育は國民の眞の幸福の基礎なり」との主旨の下に發布せられたる所にして、ヘツケルに親炙せるフエルビーゲル(Fulberger)(一七二四—一七八八年)の起草に係り、現時の奥國學制の基礎をなす。

以上の二法令は實に各國小學校令の母法とも稱すべきものにして、間接に我が小學校令にも影響せり。

第三節 第十八世紀の教育家

一、ルソー

ルソーの傳記

傳記 ジャン・ジャク、ルソーは千七百十二年瑞西のジッネーブに生まる。

Jean Jacques Rousseau

父は時計師なり。生まるゝや直に母を失ひ、教育に冷淡なる父の手に養はれければ、其の生活極めて不規律にして、幼より稗史小説の類を耽讀せり。九歳のとき父は故ありてジッネーブを逃亡し、爾來叔父の手に育せらる。

後、或は銅版師の徒弟となり、或は一婦人の家に寄食し、或は音楽師となり、或は家庭教師となり、四方に流寓し、幾多の辛酸を嘗め、其の開放縦の生活を極めたり。されど非常なる勉強家にして、感情に鋭く、特に小説を好み、音楽に巧みに、文章亦雄健にして、思想卓拔なり。自ら曰く、余は一物も知る所



ル
ン
ン
エミール

なしと雖も、能く凡ての物を感じず。と。千七百四十九年デジョン大學の懸賞論文に第一等を得て、先づ其の名聲を博し、次いで千七百六十二年民約論を著して政治上の革命を促し、同年又教育小説エミールを出版して教育界に新生命を鼓吹せり。されど、此の書エヌイタ派の宗教思想に反對せしを以て、國會は書を焼き、氏亦逮捕せられんとせしかば、逃れて瑞西に入り、又轉じて英國に匿れ、其の間に於て、懺悔録を著せり。後許されて歸國し、巴里の近郊に居を定めたりしが、千七百七十八年頓死す。

教育説

教育主義

一、エミールの教育主義

教育小説エミールは、教育の理

法を系統的に敘述せるものにあらず。されど其の銳利なる筆鋒、奇警なる著眼、豊富なる思想は、到る處讀者を魅し、大哲カントすら、此の書に耽つて、其の規律ある生活を破りしといふ。氏はエミールの劈頭に於て曰く、「萬物造物主の手より出づるときは善なれども、人の手に於て悉く墮落す」と。即ち兒童は其の性もと善なれども、社會の惡風は之を腐敗せしめ、人の自然を消滅せしむるものなれば、教育の要は外部より來る諸種の惡影響を排除し、専ら兒童の自然性に從つて之が發達を計るにあり。而して斯かる教育は、自然人及び物の三者の共働を要すれども、其中、後の二者は其の作用を自然の向ふ所に一致せしめ、之を助長するに力めざるべからず。

自然主義と消極主義

個人主義

一般的陶冶

ルソーは、教育の目的を以て、社會の一員、即ち公民を養成するにあらずして、完全なる個人即ち自然人を作るにありとし、自然を賦ふ公共教育よりも、家庭の教育を尊べり。氏は又教育を以て、未來の特殊的職業の爲に施さるべきにあらずとなし、務めて一般的陶冶を施し、且兒童現在の自由と幸福とを重んじ、不確實なる未來の爲に、現在を犠牲に供するなからんことを戒めたり。自然主義と個人主義とはルソーの教育説を貫ぬく二大精神にして、彼の、絶海の孤島に自己の運命を開拓せしロビンソンは、實に其の理想的人物たりしなり。今エミールの順序を追ひ、更に詳細に其の意見を窺はん。

エミールの梗概

二、エミールの梗概 エミールは、一孤兒エミールの出生より結婚に至るまで、一家庭教師によりて教育せられたる

鍛鍊主義

直觀主義

徑路を描きしものにして、分かつて五篇となす。第一篇は教育の總論及び幼兒の教育法として體育を論ぜり。凡て幼兒の教育は、全く兒童の自由に任じ、其の自然的活動を妨ぐべからず。故に帽子又は襪襪等にて兒童の身體を束縛することなく、常に跣足にして、疾病あるも醫藥を與へず、毎日冷水に浴し、寒暑飢渴に慣れしむべし。母の子に乳を與ふる亦自然なり。決して乳母の手を藉る可からず、母子の愛は相互的なり、母の愛なくば子の情なく、従つて家庭の樂あることなしと。

第二篇 は兒童の談話し得る時期に始まり、十二歳に終る。主として言語の收得及び五官の練習を以て其の目的となす。而して此の兩者は常に並行すべきものにして、兒童は自ら事物を経験し、直觀的に學習すると同時に言語を收得

自然主義

す。故に讀書は凡て之を禁ず。エミールの談話は單純なれども明瞭なり、思想は豊富ならざれども確實なり。兒童をしてなるべく自由ならしむべきは、第一期に等しく、命令・從順・義務等の語は兒童の辭書より抹殺せらるべく、賞罰の如きも亦凡て之を自然に一任し、行爲自然の結果に鑑み、自ら非行を改むるに至らしめざるべからず。教育者は唯、自然の作用を注意して觀察すれば即ち足る。

功利主義

第三篇 は十二歳より十五歳に至る、知力修練の時期なり。氏は知育に於ては**功利主義**を採り、物理・地理・天文等の自然科學、及び凡ての職業に必要な手工を重んじたり。教授に當りては、専ら兒童の好奇心を利用して、事實の觀察及び經驗をなさしむべく、先づ理解あり然る後に言語あり、事實を離れて復た教授あることなく、科學は教ふべきものにあ

發見主義

らずして發見せしむべきものなりとせり。氏は斯く世界を以て生きてたる書籍となし、極端に讀書を排し、古語・文法等の教授を斥けたれば、エミールは多くの書籍中、唯、代表的自然人を寫せる一のロビンソン漂流記を讀むことを得たるのみなりき。

道德教育及び宗教教育

第四篇 は十五歳より二十歳に至る。道德教育及び宗教教育を論ぜるものにして、史家コムペーレーは、之を以て、エミール全篇中最も光彩ある部分となせり。エミールは、今や社會に入るの準備として、社會を熟知せざる可からず。されど現今の假面を蒙れる社會は、多く教ふる所あらざれば、エミールは、去つて、毫も事實を曲説せざる彼の古きブルタルコス英雄傳を讀み、歴史の研究によりて人性の自然を解し、社會の害惡を憐み、之に同情を寄するに至らざる可からず。

蓋し同情は凡ての道德の根原なればなり。宗教は十八歳にて始めて之を學ぶ。其の他エミールは又古語の學習、劇場の觀覽等によりて其の趣味を養成し、二十五歳に至りて理想の妻ソフイーを娶れり。

女子教育

第五篇 はソフイーの教育法を説けり。凡て女子は男子を樂ましむるを以て天職となす。されば其の教育は、從順謙讓の美德を養ひ、手藝に堪能ならしめ、能く夫を喜悅せしめ、幼者を養育し、老人を看護し、以て一家を整理し得るの良妻を作るを以て其の目的となさざる可からず。

要約

三、要約 ルソ一の教育説は、其の根本思想をロックに得、更に之に新生命を與へたるものにして、説く所、動もすれば奇矯に走り、全く社會國家を無みし、開化事業を度外視するが如き缺點を有すれども、又甚だ有益なる示唆に富み、十九

世紀以後に於ける教育的改良は、凡てエミールに豫言せられたるかの感あり。今其の中特に顯著なる二三の事項を左に掲ぐべし。

- 一、教育を以て自然性の内部的發展となし、傳説及び習慣を兒童に強ひ、外部的陶冶を施さんとするものに對して、極力反對せること。曰く、凡て傳來の方法に反對せよ。然らば常に正しからん。と
- 二、從つて知育を以て、外部より知識を受容する作用となさず、内自ら進んで之を發見すべきものとなせること。此の點に於て、彼は直觀主義より更に一步を進めて、現今高唱せらるゝ自己活動の原理に近づけり。
- 三、教育は未來の生活の準備にあらずして、却つて、生活其の者なり。故に兒童の發達の各段階は、夫れ夫れ意義を

有すとさせること。兒童は之を兒童として取扱ふべく、従つて教育の目的及び方法は兒童の立場より決定せざるべからずとの意見は、ルソーの始めて力説せる所にかゝる。

四、手工的の作業を重んずること。

エミールは當時佛國に於ては迫害せられ、英國に於ても多く顧みられざりしが、獨逸の汎愛派によりて始めて實地の教育に應用せられ、其の教育説がベスタロチ・フレイベル及びヘルバルトにより、更に精練せられたること、後章説く所によりて之を見るべし。十九世紀以後に於ける教育家にして、多少にても、ルソーの思想に影響せられざるはなく、近時エレン・ケイ女史等によりて唱導せらるゝ自由教育、亦實にルソーの意見の現代に復活せるものに外ならざるなり。

「凡ての事物は造物主の手より出づるときは善なれども、人の手に於て悉く墮落す。人は強ひて或土地に他の土地の産物を生ぜしめんとし、一の木に他の木の果物を實のらしめんとす。…彼は凡てを畸形となし、凡てを怪物となし、一も自然のままなるを欲せず。」

「天性を害ふか、社會を破壊するか、人を造るか、公民を養成するか、二者其一を選ばざるべからず、吾人は同時に此の二者を成すこと能はず。」

「祖國市民の二語は現代の國語より抹殺すべきものなり。」

「現在を以て不確實なる未來の犠牲となし、兒童の、恐くは、享樂し能はざる將來の假裝的幸福の準備として、兒童を束縛し、且之を苦しむるが如きは野蠻なる教育法にあらずや。」

「感覺をして常に精神活動の指導者たらしめよ、大自然の外に書籍なく、事物の外に教授あるなし。讀書する兒童は單に讀むのみ、思考すること能はず。」

「罰を罰として課する勿れ、罰は惡行の自然の結果として起らざるべからず、少年に對する教訓は言語に於てするよりも、行爲によりて與へられざる。」

可からず。経験によりて學習せざるものを、書籍によりて學ばしむる勿れ。これは余の幾回繰返すも尙飽くことを知らざる所のものなり。
「十五歳に至る迄エミールは靈魂の存在を知らず十八歳尙恐くは之を知らしむる時期にあらざるべし。蓋し早く之を學ばしむるときは、決して之を知り能はざるの危険に陥ることあればなり。」

二、汎愛派——バ

セドウ



J. C. Pestalozzi

最も能く啓蒙時代の精神を代表し、ルソウの意見を實地教育に應用せる一派を汎愛派と稱し、ヨハン・ペルンハ

Philippus
Janus

ルト・バセドウの創めたる所なり。
Bern, n.d.
Pestalozzi

バセドウは千七百二十三年獨逸のハンブルグに生まる。醫師の子なり。ライプツヒヒ大學卒業の後、一貴族の家庭教師となり、居ること三年、コメ

バセドウと自署

記バセドウの傳

初歩讀本第八
圖動物界

汎愛院



ニウスの方法により、大に教授上の伎倆を發揮せり。後丁抹政府に仕へて、一専門學校の教師となり、次いでアルトナの中學校長に轉ず。當時ルソウのエミールを讀みて感ずる所あり。相次いで教育に關する著述を公にし、又コメニウスに倣つて、銅版の挿畫を附せる、初歩讀本を出版せり。千七百七十一年デッサウ侯レオポルトの教育顧問に聘せられ、同七十四年、侯の補助の下に同地に汎愛院と稱する一の模範學校を立て、寄宿制を用ひ、六歳より十八歳までの生

徒を收容し、始めて汎愛主義によりて教育を施せしが、其の方法の卓拔なると、多くの良教師を得たるとにより、忽ちにして全歐洲の注意を惹くに至れり。されど氏は氣質の圓滿を缺き、人を御するの才に乏しく、且教育法の全く宗教趣味を脱せるがため、永く盛況を維持する能はず、數年の後、全く學校との關係を絶ち、千七百九十年マグデブルグに歿せり。

初歩讀本は四卷より成り、コメニウスの思想にルソーの意見を加へ、直觀的に自然及び人事に關するあらゆる知識を授け、且國語と拉丁語とを同時に教授せんと企てたるものにして、獨逸の上中流の家庭に廣く行はれたり。

バセドウの後繼者にはカムベ(一七四六—一八一八年)、ロヒウ(一七三四—一八〇五年)を始め、多くの教育家を出せるが、就中最も有名なるをザルツマンとなす。

ザルツマン(一七四四—一八一一年)は獨逸のゾムメルダに生まる。牧師の子なり。始め神學を修め、牧師となりしが、千七百八十一年以後、デッサウの學校に教師となり、又同八十四年自らシネッペンタールに學校を開き、死に至る迄同校の教育に従事せり。シネッペンタールに於ける氏の教育法の特徴は、職員

汎愛派の教育

生徒を凡て一大家族の如く組織せる事にして、校長は同時に、父ザルツマンの名を以て呼ばれ、師弟の請誼甚だ厚かりき。又教育に關する著述頗る多く、蟹の書(邦譯「我子」)、コンラート、キーフエル(邦譯「我子」)、蟻の書(邦譯「教育」)等は我國にも廣く行はれたり。

教育説 汎愛派の教育の根本原則は、ルソーと等しく、自然に従への一語にあり。左の諸項は、此の派の事業として、後世特に注意せらるゝ所なりとす。

- 一、貧富の懸隔、宗教の異同に關係なく、博愛の精神に基づき、四海同胞主義により教育を施せること。汎愛派の名是に由來す。
- 二、教育の目的を實利主義に置き、實地生活に必要な近世語・實科・手工等を重んぜること。カムベ曰く、馬鈴薯の栽培を始め、又は紡績車を發明せる人の功績は、之をイ

- リアッド及びオデッセーの著者に比して優るとも劣ることなし」と。
- 三、直観教授を奨励し、且なるべく自由に愉快に學習せしめんとし、遊戯的教授を極端に實行せること。
- 四、特に體育に注意し、身體の鍛鍊を重視せること。獨逸體操の祖と稱すべきクーツムーツGutsmuts (一七五九—一八三九年) はザルツマンの學校に教師たりし人なり。
- 五、語學の教授を改良し、先づ文法より入る從來の方法を排して、會話法を取りしこと。
- 六、訓練に於て模範による感化を重んじ、體罰に反對せること。
- 七、席次、賞牌等種々の表彰法を定め、兒童の名譽心を刺激せること。

八、ロヒョウ・カムベ等、特に少年の讀物に注意せる教育家を出し、幾多の良好なる少年文學を提供せること。
汎愛派は獨逸以外にては、最も廣く瑞西に行はれ、十八世紀に於ける教育改良運動の中心を成せり

三、カント

カントの傳記

カントと自著



Kant

傳記 近世に於ける最大の哲學者イムマヌエル・カントは千七百二十四年獨逸のケーニヒスベルヒに生まる。鞍匠の子なり家庭に於て嚴肅なる敬虔主義の感化を受け、十六歳にして郷里の大學に入り、夙に讀書思考を以て顯れたり。大學卒業の後九箇年間家庭教師となりて、傍ら勉學怠りなかりしかば、千七百五十五年擧げられてケーニヒスベルヒ大學の私教授となり、次いで正教授

に進み、其の職にあること四十二年、年老いて復た校に登ること能はざるに及び、始めて之を辭せり。氏は終生聚らず、性旅行を嗜まざりしかば常に一室に籠居して、専ら思索に耽るを以て、無上の樂となせり。生來蒲柳の質なりしも、意を節制に用ひ、規律ある生活を爲したるを以て、曾て病みたることなく、能く八十歳の高齡を保つことを得たり。其の著、純粹理性批判、實踐理性批判、及び判斷力批判は、哲學史上不朽の大著述なり。

教育説

教育の目的

一、教育の目的及び可能 教育は人の諸性能を發展し、人類種族として達し得べき完全なる善を實現し得るに至らしむるを以て、其の究竟の理想となす。曰く、兒童は其の現在の状態に應じて、之を教育するにあらずして、寧ろ人類種族の未來の改良せられたる状態、換言すれば人類の全目的に應じて之を教育せざるべからず」と。

教育の可能

人は教育を要する唯一の動物なり。蓋し人以外の動物は、本能の力によりて、其の生を營むを得るも、人の世に出づるや別に頼るべき本能を有せず、極めて無力のものなればなり。しかも、人は自らの中に高尚なる理性の萌芽を宿し、此の萌芽は人道に向つて發展するの傾向を有するものにして、これ實に教育可能の論據となすに足る。人は教育によりてのみ人となる事を得、人は全く教育の作れるものに外ならず。

二、教育作用の區分 教育の作用は之を分かちて養育、知育及び德育の三となす。

養育 養育の第一原理は、ルソーと等しく消極的にして、始めはなるべく自然に従ひ、人爲的方法を用ふべからず。而して積極的方法を用ふるに及んで、後、特に利用すべきは遊

養育

戯なり。遊戯は兒童をして其の力を働かしむるの機會を與へ、能く己が欲望を制し、繼續的作業に慣れしむるの効果を有す。

知育

知育 知育は奴隸的強迫に失し、又は一時の愉快に耽らしむ可からず。自由なる遊戯と規律的課業とは、共に相助け、兒童の精神を陶冶せざるべからず。又教授に於ては、最も力を理性の形式的陶冶に注ぎ、ソクラテスの問答法を利用して、大に兒童を活動せしめざるべからず。

德育

德育 德育の要は人の覺官的欲望を抑へ、其の動物性的性を排し、自愛及び幸福の動機を斥け、無上命令により、義務の爲に義務を行ふに至らしむるにあり。而して、兒童に最も必要ある徳は(一)從順(二)誠實(三)親交の三者なり。故に兒童若し命令に反して不從順なるときは、罰を加ふるの必要あれ

要約

ども、其の罰たる體罰の如く身體的ならず、單に兒童を冷遇し、其の名譽心を刺激するに止まらんことを要す。

三、要約 カントの思想は、半ばはルソー及び汎愛派の意見に一致し、半ばは其の嚴肅なる道德説に由來す。氏が特に德育を重んじ、啓學時代の功利主義に反抗して、道德の自律を力説せるは、フイヒテ・ヘルバルト・ニーマイエル(一七五四年—一八二八年)等の意見に大なる影響を與へたり。

第四節 新人文主義の教育

新人文主義

啓蒙時代の思潮は一般に、利益幸福を以て凡ての價值判定の標準となし、世を擧げて之を物質主義の中に葬り、人をして無趣味、沒情操のものたらしめんとせり。而して此の實利的傾向に對する反動として起れるものは、實に十八世紀の後半に於ける新人文主義の運動なり。新人文主義は啓蒙

Neohumanism

思潮の如く、價值判定の標準を利益又は實地的目的に置かず、夫れ自身に於て價值あるものを尊び、古代希臘の思想を模範となし、古典の研究によりて、心意の多方陶冶をなし、其の諸能力を暢發し、以て人の人たる所以を發揮せしめんとするものにして、獨逸ゲ、チンゲン大學教授ゲスネル(Gesner 一七六一)によりて創唱せられたり。多くの新人文主義者中、特に有名なるをヘルデルとなす。

ヘルデルの教育説

ヘルデル(Herder 一七四一—一八〇三年)は、人の本來有する心身の諸能力を調和的に發展せしむるを以て、教育の目的となし、希臘の古典を尊重せり。されど所謂古典の研究や、十六世紀に於ける人文主義の如く、古典を其の儘に模倣せんとするにあらず、因りて以て十八世紀國民の思想感情を古典的に高尚優雅ならしめんとしたりしなり。而して氏は自ら此の新理想を

人道教育

名づけて人道教育と呼べり。

第八章 第十九世紀の教育

第一節 第十九世紀に於ける主要なる傾向

心理的傾向

一、心理的傾向 ルソーの自然主義は教育界に一大革新を來したりと雖も、其の主張は主として消極的にして、外部の悪影響に反抗し、自然の性情を保護する方面を重んじたりき。此の消極的方面を更に發展して積極的となし、精密に兒童の精神状態を研究し、心理的法則に従つて、其の發達を助長するの方案は、之を十九世紀の教育家に待たざるべからず。これベスタロチの主力を注ぎたる所にして、又フレール・ヘルバルト等の特に重視せる所なり。之を心理的傾向といふ。即ち心理的傾向はルソーの自然主義を發展せしめ

たるものにして、其の始めは單に經驗的に兒童の精神状態を觀察し、之に基づきて教育の方法を樹つるに過ぎざりしが、ヘルバルト以後、次第に科學的心理學に其の根柢を置くに至れり。されば心理的傾向は今後心理學の研究に伴なうて、益發達すべきものなりとす。

科學的傾向

二、科學的傾向 十九世紀に於て自然科學は未曾有の大發達を遂げ、人は此の世紀を呼んで「科學の世紀」と迄稱するに至れり。是に於てか、嘗て十六世紀以後、科學の進歩に伴なうて徐々に發展し來り、ルソー及び汎愛派によりて更に高潮せられたる實利主義、直觀主義は十九世紀に入りて教育上の一大勢力となり、一方に於て自然科學は教科課程中主要なる位置を占むると共に、他方に於て經驗的・歸納的・直觀的方法は教授の最高原則と認められ、爲に人文主義は次第

に其の位地を實學主義に譲らざるべからざるに至れり。十九世紀の教育家中此の方面を代表せる者は英國のスペンサーなりとす。

國家的傾向

國家主義

三、社會的國家的傾向 從來の教育は多く個人主義なりしが、佛國革命及びナポレオン一世の雄圖は、歐洲の國家制度に一大打撃を與へ、爲に教育に於ても意志の強固にして團體的、犠牲的精神に富めるの人士を養成するの必要を痛切に感じ、教育は一轉して茲に**國家主義**となるの機運を開けり。彼のフイヒテが敵軍監視の下にありて有名なる「獨逸國民に告ぐ」なる大演説をなし、大に國家主義の教育を鼓吹せる如きは、最も能く此の傾向を代表せる者なり。是に於てか、各國の君主は何れも國家の運命が普通教育に係ること頗る大なるを認め、強制教育は蔚然として興起し、**國家主義**

の教育は次第に旺盛を來せるが、降つて十九世紀の後半に及ぶや、社會學、生物學等の進歩に促されて、社會的教育學なる一派起り、如上の國家主義に學理的根據を與へ、社會的國家的傾向は遂に教育の主潮をなすに至れり。

第二節 第十九世紀の教育家

一、ペスタロチ

ペスタロチの傳記

傳記 貧民の父、ヨハン、ハインリヒ・ペスタロチは千七百四十六年瑞西のチーリ、ヒに生まる。父は同市に於ける醫師にして、母は奥國一將軍の姪なり。六歳にして父を失ひ、母と忠實なる一家婢バベリとに教育せらる。教育法の女子的なりし爲か、幼より感情的にして剛健の氣風を缺きたりといふ。九歳より毎年近郊に牧師たる祖父を訪ひ、數ヶ月滞在するを常としたりしが、此の間著しく敬虔博愛なる祖父の感

化を受け、早くより貧民に同情を寄するに至れり。小學校に於ては、學科の嗜好甚だ偏し、成績擧がらず、且遊戲の術に拙なかりしを以て、常に同僚の嘲笑する所となる。後、拉丁學校を経て、カレヂに入學し、同校にて、ポードメル教授の感化を

受け、同教授の組織せる一團體に加入せり。同團體は、もと農民の保護を以て目的となせるものにして、共和的思想を帯びたるがため、政府の忌む所となり、氏も亦一時逮捕せられしが、や



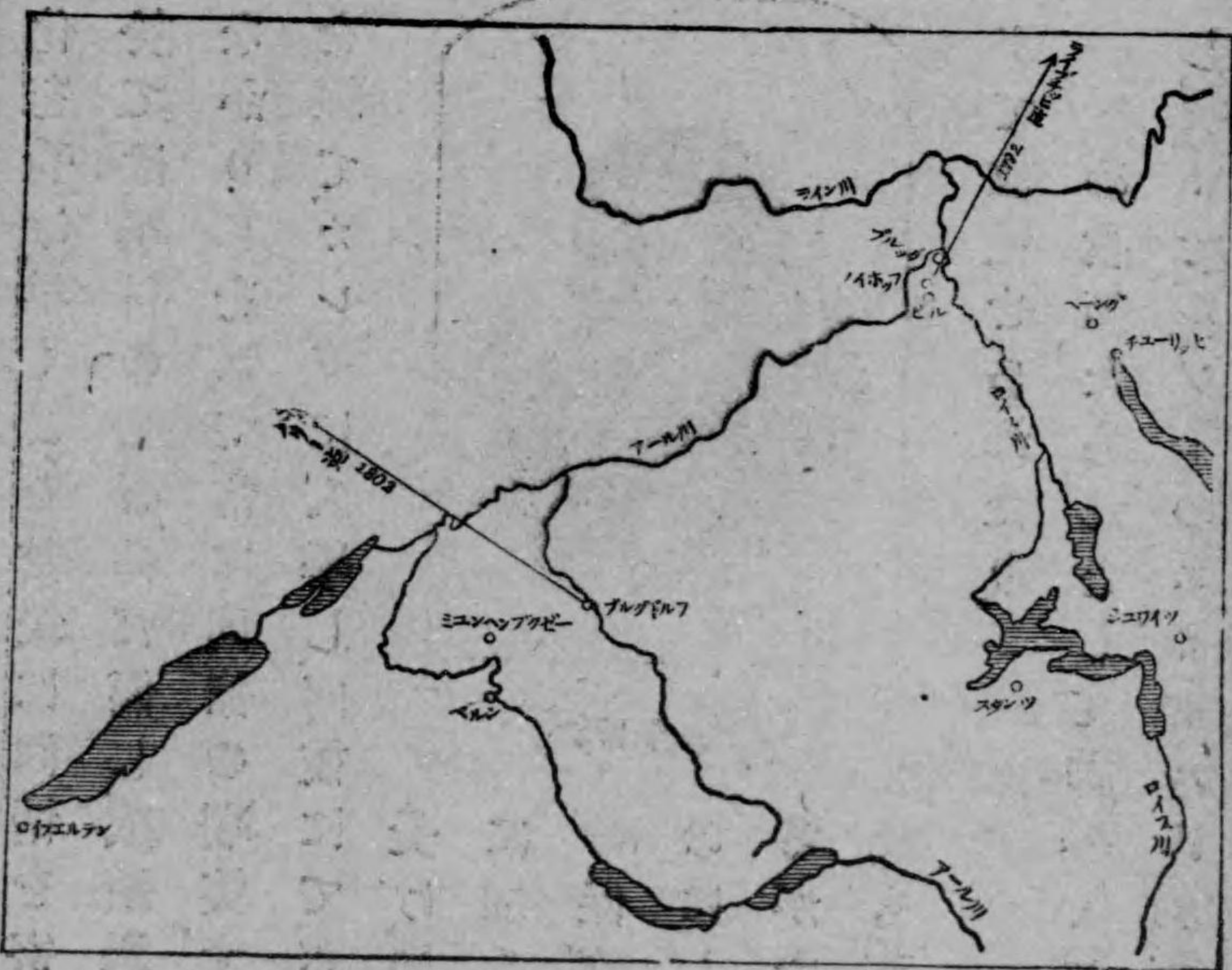
Pestalozzi

ペスタロチと自署

がて放免せられたり。

始め牧師たらんとして神學を學びしが、間もなく、之を廢し、次いでルソーのエミールに刺激せられ、郷里及び國家の

ベスタロチ
教育地圖



爲に活動せんとして法律を學びしも、勉學其の度を過ぎ、健康を損せしかば、醫師の勸告により、修學の念を絶ち、悉く書を焼きて叔父の家に寄寓せり。幾ばくもなく、靜平なる農業生活に心を寄せ、千七百六十七年、一商人の補助により、ピルと稱する村の近傍にて土地を購ひ、ノイ

ホーフと命名し、農業に従事し、越えて千七百六十九年、チーリ、ヒの一富豪の女アンナ・シュルテスを娶る。新夫人心情頗る高潔、ベスタロチをして、其の大事業を成さしむるに於て、内助の功甚だ大なり。

ノイホーフ

ノイホーフに於ける農業は、氣候の不順なりしと、經濟的手腕に乏しかりしとにより、失敗に終り、一時非常の困難に陥りしも、意氣尙沮喪せず、農場に一の貧民學校を設け、ノイホーフを以て、農業と教育事業との中心たらしめんとし、千七百七十五年、始めて茲に學校を開始するや、忽ち五十人の兒童を收容せり。氏は是等の兒童を使役して、夏は野に出て、勞働せしめ、冬は紡績業に従事せしめ、傍ら初歩の教授を爲したりしが、この計畫も亦失敗に歸し、千七百八十年、大なる教育的經驗と、多くの負債とを得て、困厄の中に終に學校

を閉鎖するの止むなきに至れり。爾後十八年間、ノイホーフに於ける経験を基礎として、専ら教育上の著述に従事し、千七百八十年、始めて「隠者の夕暮」を出だし、次いで千七百八十一年を以て有名なる教育小説「リーンハルト及びゲルトルト」第一巻を出版せり。此の書は、下層人民の爲に書かれたるものにして、ゲルトルトを主人公となし、氏が教育の根本的思想、即ち教育の源泉は家庭にあり、家庭の中心は母にありとの意を潤色せるものにして、チーステルウエ、ヒは之を以て氏の著書中最も價值あるものとせり。

千七百九十八年、瑞西は佛軍の侵入する所となり、従來の制度を破壊し、共和政府を立つるに及び、政府の上官中、氏に同情を寄するものあり、氏をして當時兵燹に罹り、惨害最も甚だしきスタンツ市の孤兒教育に當らしむ。乃ち一寺院を

スタンツ



(近世教育史一八四—一八五)